

平成 2 1 年 9 月 1 5 日開会

平成 2 1 年 9 月 1 6 日閉会

平成 2 1 年 9 月
第 3 回定例会会議録
(第 1 日 9 月 1 5 日)

小 豆 島 町 議 会

平成 2 1 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 4 5 号

平成 2 1 年第 3 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 9 月 3 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 2 1 年 9 月 1 5 日 (火)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 1 年 9 月 1 5 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 2 1 年 9 月 1 6 日 (水曜日) 午後 2 時 5 6 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

| 議席 番号 | 氏 名 | 出席 | | 欠席 × |
|----------|-----------|-------|-------|------|
| | | 9月15日 | 9月16日 | |
| 1 | 秋 長 正 幸 | | | |
| 2 | 藤 本 傳 夫 | | | |
| 3 | 森 口 久 士 | | | |
| 4 | 森 崇 | | | |
| 5 | 谷 清 | | | |
| 6 | 新 名 教 男 | | | |
| 7 | 安 井 信 之 | | | |
| 8 | 井 上 喜 代 文 | | | |
| 10 | 植 松 勝 太 郎 | | | |
| 11 | 渡 辺 慧 | | | |
| 12 | 新 茶 善 昭 | | | |
| 13 | 藤 井 源 詞 | | | |
| 14 | 村 上 久 美 | | | |
| 15 | 鍋 谷 真 由 美 | | | |
| 16 | 中 江 正 | | | |
| 17 | 浜 口 勇 | | | |
| 18 | 中 村 勝 利 | | | |

地方自治法第121条の規定による出席者

| 職 名 | 氏 名 | 第1日 | 第2日 | |
|--------------|------------|-----|-----|--|
| 町 長 | 坂 下 一 朗 | | | |
| 副 町 長 | 吉 岡 忠 昭 | | | |
| 教 育 長 | 明 田 隆 雄 | | | |
| 総 務 課 長 | 竹 内 章 介 | | | |
| 企 画 財 政 課 長 | 松 本 篤 | | | |
| 税 務 課 長 | 森 下 安 博 | | | |
| 住 民 福 祉 課 長 | 棟 保 博 | | | |
| 保 健 事 業 課 長 | 合 内 昭 次 | | | |
| 介 護 事 業 課 長 | 谷 本 広 志 | | | |
| 環 境 衛 生 課 長 | 堀 田 俊 二 | | | |
| 商 工 観 光 課 長 | 島 田 憲 明 | | | |
| オ リ ー プ 課 長 | 中 塚 昭 仁 | | | |
| 農 林 水 産 課 長 | 平 井 俊 秀 | | | |
| 建 設 課 長 | 岡 本 安 司 | | | |
| 人 権 対 策 課 長 | 宗 保 孝 治 | | | |
| 池田総合窓口センター所長 | 岡 秀 安 | | | |
| 会 計 管 理 者 | 高 橋 龍 司 | | | |
| 収 納 対 策 室 長 | 谷 部 達 海 | | | |
| 水 道 課 長 | 曾 根 為 義 | | | |
| 学 校 教 育 課 長 | 中 桐 久 志 | | | |
| 社 会 教 育 課 長 | 森 弘 章 | | | |
| 介護老人保健施設事務長 | (兼)谷 本 広 志 | | | |
| 病 院 事 務 長 | 莊 野 守 | | | |

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別紙のとおり

平成21年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成21年9月15日（火）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 14名
- 第4 報告第12号 . 平成20年度決算における小豆島町健全化判断比率について
(町長提出)
- 第5 報告第13号 . 平成20年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第6 報告第14号 . 平成20年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第7 報告第15号 . 平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第8 報告第16号 . 平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第9 報告第17号 . 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について）
(町長提出)
- 第10 議案第56号 . 平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第11 議案第57号 . 防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約について
(町長提出)
- 第12 議案第58号 . 防災行政無線施設（アナログ移動系）整備工事請負契約の変更契約について
(町長提出)
- 第13 議案第59号 . 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第14 議案第60号 . 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

開会 午前9時29分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月8日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ご承知のとおり8月30日に執行されました衆議院議員総選挙では、政権与党が歴史的な大敗を喫し、あす16日には民主党鳩山内閣が誕生することとなりました。国政の流れが大きく変わる中で、子ども手当の支給や年金制度の一元化、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止、高速道路の無料化、公共事業や補助事業の見直し、廃止など、民主党がマニフェストに掲げた多岐にわたる政策が現実のものとなれば、地方自治体の事務事業はもちろん、地域のインフラ整備にも少なからず影響が及ぶと予想されます。今後積極的な情報収集に努め、新政権が打ち出す政策に迅速かつ柔軟に対応しつつ、議会や町民の皆様とともに小豆島町のまちづくりを着実に進めていかなければならないと考えるところであります。

さて、本定例会は平成20年度歳入歳出決算認定の外報告案件6件、契約案件3件、条例案件1件、補正予算の審議4件をお願いすることとなっております。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月以降8月末までの主要事項に関する報告、監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書3件、決算審査意見書報告及び地方自治法第243条3第2項の規定に基づく法人の経営状況を説明する書類4件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第116条の規定により、11番渡辺慧議員、12番新茶善昭議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と16日とし、会期は本日から16日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から16日までの2日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

議長（中村勝利君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、内海病院の終末治療に不安ありと題しまして質問をさせていただきます。

以前に内海病院へ入院していた患者さんで、嚥下障害により食事がとれず、体に穴をあけて食物を流し込んでいた人が、病気ではないという理由で転院をさせられたと聞いております。入院中にも百数十人待ちだと言われている施設に申し込んでおけと言われたそうであります。その転院18日後に急変をし、入院先から内海病院へ受診の連絡を入れましたが、内科医がいなくて診られないと断られたので、仕方なく他の病院で受け入れてもらい、その後間もなく息を引き取ったとのことでしたが、なぜ最後まで転院させずに内海病院に置いてもらえなかったのか、内科医が不足しているからなのか、それともベッドのあきがなかったのか、高齢者を抱えているうちにとっても、もしものことを考えると非常に不安でなりません。そこで、2点お尋ねをいたします。

内科医が少なくなった現在、急病患者の対応はどのようにしているのか。

入院できる患者（病人）とは、どのような人を指すのでしょうか。

胃に穴をあけて食物を注入するのは、医療行為ではないのですか。これは素人がやってもいいものなのでしょうか。

以上、こういった症例は、今後も起こり得るであろう最後の最後の終末治療に対しての患者また家族の不安解消のため、医学用語は余り使わずに、わかりやすく答弁をお願いをいたします。以上であります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番議員のご質問にお答えをいたします。

谷議員の質問は、7月に内海病院の内科医師が3名減員になったことにより、外来・入院・時間外の診療体制に不安を持たれ、事例を挙げてのご質問であると存じます。

まず、第1点目のご質問、急病患者の対応については、現在の内海病院における診療体制をご説明をさせていただきます。

内海病院は、救急病院として認定を受けており、また2次救急医療機関、入院を必要とする重症患者さんを受け入れる病院として、救急車による搬送患者さんはもとより、急病の患者さんもすべて受け入れることとしております。

最初に、平日の外来の診療体制であります。内科については、医師数の減少により午後の初診の診察は休診としておりますが、急病の患者さんにつきましては、その日に診察のない医師、小児科医を除く医師がまず最初に診察し、その病状により該当する診療科の医師が診察することとしております。

なお、内海病院で対応できない患者さん、脳疾患や心臓疾患などの患者さんにつきましては、医師の付き添いのもと、香川県防災ヘリコプターなどで他の医療機関へ搬送しております。

次に、入院の診療体制ですが、入院患者さんごとに主治医、病状によっては副主治医を決めており、外来診察のない時間帯を中心に回診するとともに、症状が急変すれば、随時対応することとしております。夜間や休日など時間外の診療体制は、外来・入院とも最初に当直の医師が診察し、対応が困難な場合は、待機医師や主治医に連絡をとり、診察、治療する体制としております。

なお、外来の急病患者につきましては、当直医が患者さんの希望する診療科の医師でないなど、来院後のトラブルを避けるため、受診希望の電話があった際に、当直医の診療科目を伝え、患者さんの判断により来院していただいております。この説明が十分でなかったことが、ご質問のケース、内科医がいなくて診察を断ったということにつながったと



考えられますので、今後職員の資質向上に努め、患者さんへの十分な説明も含めて適切に対応するよう周知徹底してまいります。

2点目の質問の入院できる患者とはどのような人かというご質問でございますが、まず患者さんが入院治療を受ける必要があるかどうか、入院を継続する必要があるかどうかにつきましては、回復期リハビリテーション病棟のように、入院条件と退院条件が規定されているものも一部ございますが、一般的には診察した医師の判断にゆだねられており、明確な基準は設けられていないと聞いております。

また、胃に穴をあけて食物を注入するのは、医療行為ではないのか、素人がやってもよいのかとのご質問でございますが、患者さんが在宅で療養する場合、その家族が栄養剤や流動食をチューブから注入することは可能であり、医療機関以外でも対応できると聞いております。

近年の医師数の減少によりまして、内海病院においても運営面、損益面に大きな影響が出てきており、また町民の皆様にもご心配、ご迷惑をおかけしておりますが、内海病院は小豆島全体の住民にとって安心して生活する上で、欠くことのできない医療機関でございます。全力を挙げて医師確保と職員の資質向上に努め、今後とも病院事業を継続してまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解、ご支援をお願い申し上げて、答弁いたします。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 町長初め病院関係者の皆さん方には、医師の確保に非常に努力をされておるといのは、まことに感謝にたえないところでありますが、今の減ったような状態でもし続けるとなれば、今町長が言われたように、午前中の診療で終わるということも必要ではなからうかなと思うわけでございます。例をとりましたら、眼科がもう既に月3日の診療で何とか曲がりなりではありますけれども、余り不平不満がなくなってきたというようなこともありますので、医師の確保が難しいとなれば、そのような体制を組むのが、これがもう一番大事でなからうかなとこういう感じがするわけです。それで入院患者にしても手が回らなければ、医師も人間ですから、患者に当たったり、家族の者に当たったりするようなところもあるかと思いますので、その人員に応じたベッド数、そういうようなものも今から考えていくべきではなからうかと。

それからもう一つ、議員懇談会でまた問題になりますけれども、瀬戸・高松広域定住自立圏についてと、それから2015年には道州制の導入ということが言われておるか、ささやかれておるといったほうが適当かと思っておりますけれども、そういうような中で、土庄と内海

と両方あわせたような総合病院の誘致ができないかと、そういうことも今から含めて検討していかなければならない時期であろうかなとこう思うように思っております。それで、あきができた病院は、これはもう法律的にどうかもわかりませんが、今求められておりますのは、特別養護老人ホームが非常に少ないと。百何十人待ちであると、どこでもそうですけれども。これに利用するするというのは、これは可能なのかどうか。もしそういったことができるのであれば、希望の人たちがすべて入れて、医療も受けられて療養もできると、こういうことで老人の方々も安心するのではなからうかなとこう思うように思っております。これを町長にお伺いをいたしまして、私の質問は終わりいたします。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 医療体制につきまして、もうご存じのとおり日本全国医師不足ということで、各地域、特に地方は医療につきましては苦悶をしておる、困っておるといふ医師不足が原因でございますが、困っておるといふわけでございます。そこで小豆島におきましても、ただ小豆島中央とか土庄とか別個にやるのではなくて、小豆島全体として医師の問題、医療体制の問題、これらはこれから一緒になって取り組んでいかないとと言われておまして、今はご意見のとおりでございます。そこで、先日も医師会、小豆郡の医師会を開きまして、そういうような話もありますし、また県の医務課のほうともいろいろそういうようなことにつきまして、これからの医師不足をどう解消していくか、地域の患者に対する対応はどこまでやれるかというようなことで今大わらわであり、真剣であります。そういう点で非常に難しい中を何とかやるわけございまして、また皆さんにもいろいろと相談をしてやっていかないと。つい最近、県のほうから小豆島の2つの病院を1つにしたらどうかとこういうような提案もございました。そういうような中で我々十分地域のことも勘案しながら今後どうやっていくかということをお早急に検討していく段階に入っておりますので、ご指摘のとおりございまして、ご理解賜りたいと思っております。足らずは病院事務長に答弁させます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 先ほど谷議員の質問にありましたあいた施設を特別養護老人保健施設等に転用ができないかというご質問でございますが、制度上は可能だというふうに聞いております。以上です。

議長（中村勝利君） 次、17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は、去る8月30日に行われました衆議院議員の選挙によりまして、その結果、長きにわたり自由民主党を中心とする政府でありましたが、これからは民主党中心の社民党、国民新党の連立政権になることになりました。あす16日の特別国会におきまして、鳩山由紀夫氏が内閣総理大臣に選出されるのは確実であろうと思われまゝ。そこで、鳩山氏は内海ダム再開事業に反対の人たちの呼びかけに呼応して、新ダムの予定地を視察をして、その後の意見公告のメールでは、この再開事業に反対と思われる意見を発表しております。テレビや新聞の報道によりますと、新政府は公共事業の凍結とか予算の組み替えをすゝるとか、今までの政府とは全く違った政治を行おうとしております。現在、町内で実施されています公共事業が一体どのようなようになるのか、また今後予定されています事業が、本当に実施できるのか、不安で心配をしております。例を挙げますと、先ほど申し上げました内海ダム再開事業、また2番目として、国道436号線の橋トンネル自体は、今最終仕上げの状態でありますので、今年度末には完成するでしょうが、トンネルへ通ずる明かり部分の道路部分の工事、3番目に、多大な被害を受けました高潮対策事業、4番目に、高速道路通行料金の無料化による影響は、フェリーを利用して小豆島を訪れる観光客の減少をもたらし、各フェリー業者や観光関連業界への打撃を与え、ひいては、小豆島内への住民にも経済的影響を与えることとなります。5番目に、その他としてはいろいろありまゝですが、例えば坂手の海上保安署の建てかえなども大丈夫だろうかと不安になってきます。民主党の政権公約であるマニフェストに忠実であろうとすればするほど、小豆島町内への現在実施しております事業やこれからの実施予定の事業、そして行政運営に一体どのような影響が出てくるんだらうかと心配であります。そこで、町長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番浜口議員のご質問にお答えをいたします。

一般の衆議院選挙における政権交代によって、小豆島町の行政運営にどのような影響が出てくるのかというようなご質問でございますが、現時点では、実際に進める政策の具体的な中身や時期はもちろん、地方交付税の動向なども明確に示されておりませんので、町政への影響につきまして、具体的にお答えすることは困難であります。今後国政の動向を注視するとともに情報収集に努めまして、町としての確に対応するよう各課に指示を出したところでございます。一般的に公共事業への影響なども取りざたされておりますが、私は就任以来、町政は町民のためにあると考え、町民の声を聞きながら地域の実態に応じた公共事業を進めてきたつもりでございます。その意味で、政権がどうあらうとも地域にと

って必要な事業というものは、変わることがないと思っておりますし、住民の皆さん方と一緒に進める公共事業については、新政権においても必ずや理解が得られるものと思っております。民主党のマニフェストは、国と地方の協議の場を設置するということも掲げられておりますので、今後地方として意見を述べるべきものは述べ、全国的な問題の場合には、全国町村会とも連携をしながら訴えてまいりたいと考えております。

具体的な1点目の内海ダム再開発についてでございますが、この事業は、地元住民や産業界などから多くの強い要望を受けて実施しており、治水、利水の両面から極めて重要な事業でございます。これまでも数多くの説明会を開催し、現在全体面積の97%、地権者数で94%の用地取得を完了しておりますし、ことし2月の事業認定告示により、事業の合理性、公益性が認められ、事業推進の法的正当性が確立したものと認識しております。民主党政権のもとでも事業の必要性は変わるものではなく、既にダム本体の建設工事につきましても、7月10日に一般競争入札の公告が行われ、9月10日に開札されたところでございます。町としましては、香川県ともども事業の着実な推進に向け全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の国道436号橋トンネルにつきましても、トンネル本体延長654メートル、明かり部分の延長1,246メートル、全体延長1.9キロメートルの計画で、トンネル本体につきましては、本年3月14日に貫通し、今年度中に完成の予定となっております。

また、明かり部分につきましても、平成15年度から安田側、平成18年度から橋側からも工事を進めており、全体工事の進捗率は、今年度末事業費ベースで約90%となる見込みでございます。事業主体の香川県では、完成間近となった橋トンネル工事を小豆島内の重点事業と位置づけ、平成23年度早期の完成を目指していると伺っておりますので、政権交代の影響は軽微であると認識いたしております。

次に、3点目の高潮対策事業についてでございますが、これにつきましては、香川県と県内7市5町が協議の上取りまとめた津波・高潮対策アクションプログラムをもとに県と連携して取り組んでおり、平成21年3月末現在の進捗率は、県全体の51%に対して、小豆島町は県下で5番目の52%となっております。現時点では、政権交代による影響は予測いたしかねますが、津波・高潮対策は、整備区間の一部が欠損していても、その効用を果たすことが困難となりますことから、町の重要施策として県とも連携しながら、新政権や関係機関への要望、陳情を粘り強く行うなど、事業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4点目の観光関連産業への影響ですが、小豆島観光協会によりますと、本年1月から8

月までの小豆島への観光入り込み客は約68万6,000人と推定されており、対前年比98.4%、対19年比98.8%となっております。この減少の原因を考えると、高速道路の特別割引や新型インフルエンザの国内感染などが多少なりとも影響しているものと推測される所であり、高速道路の特別割引につきましては、現段階では、あくまでETC積載車に対する休日のみの措置でございますが、民主党は段階的な無料化をマニフェストに掲げております。これが実施されますと、安価で遠方に行きやすくなることから、近隣地域からの入り込み客は減少すると予想される反面、遠方から高松、岡山、姫路など小豆島への海上アクセス拠点までは訪れやすくなると思われるところであります。

しかしながら、実際に小豆島へ来ていただくためには、フェリーや高速船による海上アクセスが必要不可欠であり、これに要する費用の軽減対策とそれぞれの観光施設における今まで以上の魅力づくりが重要であると考えております。海上アクセスの費用につきましては、観光のみならず醤油、つくだ煮、手延べそうめん、また花卉などあらゆる地場産品の輸送コストにもハンディとなっており、高速道路の無料化により、さらに大きなハンディとなりかねません。既に香川県トラック協会小豆島支部からも海上輸送コストの軽減対策についての陳情をいただき、7月12日に金子国土交通大臣に直接支援を要望するとともに、町村会を通じて香川県にも支援を要望するなど関係機関へ働きかけを行っている所でございます。冒頭に申し上げましたように、政権与党となった民主党が、多岐にわたる政策をマニフェストに掲げておりますが、高速道路の無料化などのように、マスコミの世論調査で過半数が反対しているものや、現時点では財源の裏づけが十分ないものも多いようでございますので、政策の詳細が決まるまでは、まだまだ紆余曲折があるものと思われ、町といたしましては、国政の動向を注視するとともに、積極的な情報収集に努め、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えている所でございますので、議員各位におかれましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは、3点お伺いをしたいと思います。

1つは、公共交通の安全性についてでございます。

私は昭和35年に島バスに入社しました。当時一日150円で、食事代を引かれたりすると月3千円くらいでした。当時島バスの月給は、革靴1足とやゆされてました。毎年1万円賃上げしても20年で20万円と少しです。最近問題になっている島バス問題で、四国新聞7

月12日ですけど、賃金が高かったかのような記事が出ました。ここにあります。私たちが家を建てたりできたのは、労金が金を貸してくれたからです。最近まで払いました。昭和39年には寒霞溪納涼バス転落事故があり、入社したばかりで田浦線を走っていたボンネットバスの運転手が、そのときだけキャブオーバーといいますが、四角いバスを運転させられると、だれでも約40センチ左を走るの、練習してから走るようにとバスの説明書には書いてありました。しかし、練習もせずに当時工事中で半分しかない道路、右側に土を盛ったんですけれど、満員で走らされ、事故を起こし、とうとい人命が2人奪われ、多くのけが人も出ました。

また、昭和48年8月島バス本社の真下で事故があり、子供がバスにひかれて死亡しましたが、今までになかった喫茶店の出口、当時借家だったんですけど、フロントボディーの前に立っていた子供が、リアのタイヤに巻き込まれて亡くなりました。巻き込み事故です。神戸地裁で会社が賠償金を払うように判決が出ました。

また、記憶に新しい、もうそう言っても20年近くなるとは思いますけれども、スカイライン道路では、琴平高校の野球部のマイクロバスが急坂路で転落し、2名亡くなりました。私たち自身この路線がワンマン化するために調査をしました。18%も道路があります。18%ていうのは、10メートルで1メートル80ぐらいです。道路法では90センチ、9%です。当時会社を通じて事故の3カ月前にブレーキがきかなくなった場合、砂どめの待避所を作製するよう県事務所に要望しておりました。その場所で事故が起き、けが人も出ました。安全のためには乗務前の点呼も大切です。健康チェック、時計チェック、服装チェックなどを行います。私たち乗務経験者としては、安全こそ第一であります。最近八ドソン川に不時着したときのパイロットの方も、人間が運転し、人間を運んでいるのに、利潤追求をし過ぎるんじゃないかと言われました。

また、日本に公共交通の定義はありませんとの県からの回答がありましたけど、利潤だけを求めるのは、公共交通は成り立たないと思います。バスの運転手はハンドルを持ったまま急死、もう当時から6人ぐらいトラックとかバスとかタクシーであったんですけど、急死して、子供や乗客が危なかったりした事故が愛媛県でもありました。最近でも大分県高校野球の球児が犠牲になったりしてバス事故はなくなっておりません。モーターレーゼーションで人が乗らなくなった路線バスですが、特に車を持たない人がこれから先どうなっていくのか、需要と供給の論理だけでは、この小豆島さえ成り立っていないのではないかと思います。観光地でもあるわけですから、観光に来られた客を含め、路線バスや航路など公共交通をどう思っておられるのか、法律は一体どうなっているのか、町に聞きたい

と思います。「住んで良く、訪ねて良い町」の言葉を本物にしてもらいたいと思いますけど、どう考えておられますか。

次に、各自治会の溝を調査してはということで質問します。

町なかを歩いていると溝の放置が目立ちます。所によっては、小さな水路の溝ぶたがそのままになっているところも見受けられます。やみ夜ではけが人も出てもおかしくない実態にあります。地元出身議員がいても、その地区の役員との関係プレーが必要です。町が全体の溝を点検してはどうかと思います。

3つ目に、もっと伸び伸びした議員活動が必要でないかと思います。

船便、バス便、少子・高齢化、学校問題、病院問題など町民の生活や職場、経済問題、庁舎の位置問題などどれをとっても私たち町会議員の役割は大きいと思います。特別委員会などに意見を出すためにも、今まで以上に伸び伸びとした議員活動が必要と思います。

しかし、何かこれを歯どめしている勢力があると感じられてなりません。今回の衆議院選挙の結果も踏まえて考えると、私たち自身が前向きの姿勢がなければ物事は進まないと思います。特に航路問題など全国の島々にとってチャンスが来たのではないか、今こそ対策をするようにと元議員からも言われました。少なくとも私自身は勉強が不足しています。議員の読む本を本屋で探すだけでなく、議員図書を町が確保して、本がそろってますよという体制が必要と考えています。町の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番森議員のご質問にお答えをいたします。

なお、3点のご質問をいただいておりますが、私から1点目及び3点目について答弁をさせていただき、2点目については、担当課長から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の公共交通問題につきましては、全国的にバス事業者の撤退が問題となっており、小豆島におきましても、本年6月に現行事業者である小豆島バスの路線バスからの撤退の意向が新聞報道されております。4番森議員のご指摘でもありますように、生活様式の変化によるモーターゼーションの進展や人口の減少など、バス利用者の減少はさまざまな要因によるものと思われませんが、現行事業者のこれまでの経営のあり方も一因であったのではないかと考えております。これまで機会あるごとに説明申し上げておりますが、昨年12月5日に島バスからバス路線の分社化案が提案され、町に対し協力が求められました。しかし、3月にはこの案を取り下げるという申し出があり、この提案自体は一たん収束いたしました。1カ月後の4月に、新たに地域住民の出資による新会社設立案で

ある住民バス構想が提案されました。最初の提案から現在に至るまで、島バス幹部との協議を重ねる中で、幾度となく質問や提言を行ってまいりましたが、明確な回答を得るに至っておりません。また、住民バス構想につきましても、具体的な運行計画などが示されておらず、協議が進まない状況にあります。

しかしながら、地方や過疎地域の公共交通は、社会資本の一部としてとらえるべきであるという有識者の意見や4番森議員の利潤だけを求めるものでは公共交通は成り立たないのではないかというご意見はもっともであると考えております。町といたしましては、地域住民、特に運転免許を持たない交通弱者にとっての足であるバス路線の必要性は、十分認識しており、また小豆島の振興や観光の面からも、その維持確保が欠くことのできない要件であると認識のもとに、庁内に陸上交通対策委員会を組織し、対応策を検討しております。

また、住民バス構想につきましては、最近になって新たな動きも出てきておりますので、後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、法はどうなっているのかとのご質問であります。平成14年の改正道路運送法の施行により、需給調整規制が撤廃され、さらに平成18年の改正により、自治体を核とする地域交通会議が公共交通に関する地域の意思決定の主体として位置づけられました。翌平成19年には、交通サービスの円滑かつ確実な提供を目的とした地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が制定されるなど、これまでの公共交通事業者を管理する法律から地域主体の交通政策推進のための法律に移行しつつあります。本町では庁内で組織する陸上交通対策委員会の協議とは別に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、小豆島における公共交通のあり方を総合的に協議するため、土庄町と共同で小豆島地域公共交通協議会を立ち上げ、国の認可を受けて地域公共交通総合連携計画を策定するべく協議を重ねております。

なお、地域公共交通総合連携計画の詳細と先ほど申し上げました住民バス構想をめぐる新たな動きにつきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、3点目の伸び伸びとした議員活動のために議員図書確保充実が必要ではないかのご意見でございます。

4番議員のご指摘のとおり、公共交通、少子・高齢化、学校、病院など小豆島町が直面する行政課題は、まことに幅広くかつ深刻な状況でございます。こうした中で、議員各位から自由闊達なご意見をちょうだいしながら、小豆島町行政のよりよい方向性を目指していくことが肝要であり、議員活動の活性化とその役割の重要性については、私も全く同感



でございます。現在、議会事務局には、政府刊行物、小豆島町が作成した各種計画などの行政資料、他の市町の広報など地方自治法に規定する各書籍を保管し、ご利用いただける体制にございますが、その他の参考書籍については、充実しているとは言いがたい状況にあると認識いたしております。

一方、インターネットの普及によって書籍以外の情報源が非常に充実してきておりますし、幅広い分野にわたる参考書籍をあらかじめ議会事務局に備えつけることは、必ずしもごらんになりたい書籍がそろえられないことや財政面からも困難でございます。今後より幅広い書籍が収蔵されております町立図書館やインターネットを積極的にご活用いただきますとともに、議員各位から個別にご要望いただいた書籍につきましては、購入を検討させていただき、予算の範囲内で議員図書の実充に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

あと企画財政課長と総務課長に答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 1点目の町長答弁に関連をいたしまして、地域公共交通総合連携計画の詳細と住民バス構想をめぐる新たな動きにつきましてご説明を申し上げます。

まず、地域公共交通総合連携計画の策定主体となります小豆島地域公共交通協議会につきましては、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本年6月に香川大学工学部の土井教授を会長として、本町及び土庄町を初め国や県、公共交通利用者、学識経験者、公共交通事業者などで組織した法定協議会として発足しております。この協議会において策定いたします地域公共交通総合連携計画は、地域住民のための生活路線として、また観光地小豆島における観光客の移動手段として、利便性、継続性の高い公共交通サービスが必要とされておりますことから、今後の小豆島を見据え、航路との連携も視野に入れた広域的なアクセス体系の構築を図り、地域の活性化につなげることを目的として策定するものでございます。

策定には、国の補助事業である地域公共交通活性化再生総合事業の認定を受けており、定額で1,800万円の国庫補助金が交付されます。そのほか小豆2町でそれぞれ15万円を負担することとし、今回の補正予算案に計上させていただいておるところでございます。

計画策定のスケジュールといたしましては、今月中にプロポーザル方式による委託業者の選定を終え、10月、11月の2カ月間で委託業者による利用者の現状調査とニーズ調査及びその分析を行い、分析結果をもとに12月には試験運行を開始する予定でございます。こ

これらの調査と並行いたしまして、具体的な計画づくりを進め、3月末までに地域公共交通総合連携計画を策定することといたしております。

次に、住民バス構想をめぐる新たな動きについてでございます。

町長の答弁でも申し上げましたとおり、島バスから提案されております住民バス構想は、住民から出資を募り、路線バスを運行する新会社を設立するというものでございます。

しかしながら、この案には明確な運営計画や詳細な資金計画等が示されておらず、町としては協力しようにもその段階に至っていない状況が続いております。こういった状況を打開すべく、昨日9月14日に島内の自治会や商工会の代表などを中心として住民バス構想の骨子を協議するため、小豆地域路線バス対策会議が発足いたしました。今後この会を通して住民バス構想による新会社の経営資源や事業内容などが協議されることとなりますので、町といたしましても、本会議へ積極的に参加し、新会社の早期設立に向け、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 4番森議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

一般的に溝は用途、目的によりまして、町道の側溝、集落排水路、農業用の用排水路などに大別されておまして、町内には多くの水路が存在しております。水路に関しましては、維持管理や大雨時の通水面から申し上げますと、できる限りふたがない状態が望ましいと言えますが、一方では、交通量の増大等により道路拡幅の要望も多く、少しでも道路幅員を確保し、交通安全を図るために水路ふた設置効果が大きく、なおかつ通水面に支障が少ないと思われる箇所に水路ふたの設置を実施しております。このうち集落排水路は、おおむね法定外公共物の水路に含まれまして、明治時代に旧図が作成されましてから平成17年3月31日の国からの譲与を経て現在に至るまで、一貫して地元で管理をお願いしております。集落排水路につきましては、町の原材料支給制度により、コンクリートのほか水路ふたの支給を実施しており、地元関係者のご理解と労力が必要とはなりますが、修繕や改良も可能でございます。町道の側溝につきましては、建設課におきまして、地元と連携を図りながら点検、修繕等の安全管理に努めておりますが、予算の範囲内で危険度の高い箇所、傷みの激しい箇所を優先して実施しておりますことから、町内すべての側溝には対応し切れない状況でございます。現時点で町内すべての溝の点検につきましては、人力的にも難しいと思っておりますが、今後も地元との連携をさらに強化し、危険箇所の把握、改良、修繕を継続し、安全管理に努めたいと考えておりますので、ご理解を賜り

たいと存じます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） あと六、七分しかないと思いますけど、3番の伸び伸びとした議員活動ですけど、町長から財政が厳しいということも言われたと思います。私はこの世の中で、だれかが悪いからこうなったんやというんは間違っているというように思います。しかし、この法律に基づいてやらないかんですから、質問ですけど、議員図書というのは一体どうなっているのか、これをお聞きしたいと思います、法律でどうなっているのか。

それから最後に、9月14日に開かれたという住民バス協議会ですか、これは乗務員の代表、今さっき言いましたけど、随分と安全が大事やということをおっしゃっていただきましたけど、乗務員の代表は入って、私はいないと思うんですけど、入る余地はありますか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

今現在は、バス対策会議につきましては、乗務員の代表は入っておりません。これはどちらかといえば、新たな会社を設立するための発起人会というふうなご理解をいただけたらと思っております。今後設立準備室等設置するやに聞いておりますので、その中には労務管理を熟知した方も入っていただいて、会社の方の設立準備を進めていくというような段取りになるかと思っております。あくまでもこの会議は、新会社設立の大筋を決定する会合であるというふうにご認識をいただけたらと思っております。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいまのご質問でございます。地方自治法の第100条第17項に基づきまして、地方議会に附置することが義務づけられた図書室ということがございます。とは申しましても、県や大きな市と違いまして、一般の町議会にそういった図書室といった、大きいものと一般にも開放しておりますが、こういったものはないわけでございますが、ここに言います法律に基づいてというものは、議員の活動に役立てるため法律に基づいて送付される資料に加えて、当該の自治体が作成刊行した当該地方公共団体の行政資料などがおさめられるということになっております。ということで、先ほど町長が答弁いたしました現在の本町の議会事務局に備えつけております図書につきましても、この法律の範囲内で求められておる部分については満たしておるだろうと思っております。森議員が求められております、町長の答弁にもありましたが、個々具体的な書籍の名前がわかりませんので、17名の議員さんそれぞれに思いがあるかと思っております。すべてを取りそろえるということは不可能でございますので、まずは公立の図書館なりインターネット

を利用していただいて、どうしても議会事務局として、こういった図書については設置すべきだというご意見ございましたら、申し出をいただきましたら、検討させていただきたいというのが町長答弁でございます。ご理解をいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は3点お尋ねをいたします。

芸術家村構想に関する今後はということで、ことし3月旧三都幼稚園に2組の芸術家を招聘し、4カ月にわたり芸術活動をした作品の展示会を町内数力所で実施しました。見学者はある程度ありましたが、広報面においては十分ではなかったのではないですか。もう少し工夫をするなどして、町内、町外に周知すべきではないですか。9月1日から新たに3名の男性1名、女性2名の芸術家が来て、地元の交流など作品制作など活動しております。

また、三都地区では、耕作放棄地などを開墾して、除虫菊、レンゲを植えることに取り組んでいます。7月には花とアートの三都フェスタ、仮称ですが、への協力をお願いさせてもらっていますが、町としてどのようにとらえ、観光面なども含め今後どのような対応を考えていますか、町長にお尋ねいたします。

地区座談会に関して。

平成18年の施政方針の中で、旧内海町と池田町の融和と新町の一体的な発展を最優先すべき課題として、新生小豆島町の運営に取り組んでまいりますとあり、18年9月議会で地区座談会を開催してはと質問しました。そのときの答弁で、今後の行政運営に際しましては、住民の皆様との協働のまちづくりが不可欠であり、住民の方々のご意見を十分にお聞きした上で、各種の施策を立案、実施しなければならないと考えています。その時点では総合計画の策定作業中で、アンケートを実施しているところです。その結果を踏まえつつ、住民の皆様の理解を得るためにはどのような方策が必要であるか模索する中で、地区座談会の開催についても有効な方策の一つとして今後検討していきたいと考えていますということでした。平成19年11月25日に三都地区との会がありましたが、新規に他地区での開催はないように思います。どのような検討をしたのですか。また、住民の意見を聞くことができたのですか。今後の計画はどのようになっていますか、町長にお伺いします。

3点目ですが、2番目の浜口議員が質問されましたのとよく似ておるんですが、政権交代に対する考えということで、8月30日に執行された衆議院議員の選挙の結果、自民党から民主党への政権交代が確実となりました。昨今のアメリカ経済不況の影響から100年に

一度とも言われる不況の中で、地方自治体においても大変厳しい財政状況です。本町は21年度の予算で見ると、自主財源が歳入の約3分の1であり、残りは国、県からの交付金、補助金などに依存しています。民主党政権になりますと、これらに影響が出てくると思われますが、どのように対応していくのか、町長にお伺いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目は、芸術家構想の今後に関する質問でございます。

本事業につきましては、香川県あるいは町当局におきましても新規事業であり、手探り状態で進めてまいりました関係で、ご指摘のとおり、広報面の十分な対応ができておりませんでした。展示会2日目、ご助言のあったとおり、町内放送でご案内をいただきましたところ、町内各会場とも来場者が倍増したところでございます。今後はこれまでの反省を踏まえて、行政機関はもとより各種団体との連携を密にしながら、島外、島内への周知並びに情報発信に努める所存でございます。

また、この7月第1期招聘事業が終了いたしましたところでありますが、2名の芸術家にとっては、ワークショップを初め各種交流事業で出会った島民、特に三都地区の方々とは、今までに経験のない温かな交流ができたことを非常に喜んで島を後にしております。町内特に地元三都地区の方々には厚く御礼申し上げますとともに、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、花とアートの三都フェスタにつきましては、小豆島町総合計画に、まちづくりの基本的な考え方の一つとして協働のまちづくりを掲げておる中、地域振興に向けて地域の方々が自発的に発案、実践しようとする事業であり、町としましても本事業の中心的役割を担う三都をよくする会に対しまして、香川県の元気な島づくり支援事業を活用して、県と町がそれぞれ15万円を助成するべく今議会に補正予算案を提案するとともに、今後の事業実施に当たっては、職員ボランティア制度などを活用しまして、可能な範囲で協力してまいりたいと考えておるところでございます。

観光面における今後の対応といたしましては、現在小豆島内では、醬の郷、オリーブの丘、中山の千枚田などの3種の散策マップを発行しておるところでございますが、最近の健康志向を背景としてウォーキングやサイクリングが増加傾向にありますので、花やアートの見どころなども含めて三都半島一帯の見どころを紹介した散策マップの作成について検討を進めているところでございます。

また、看板や標識などサインの関係につきましては、現在三都地域には、白浜の灯台や

長崎のしし垣などの観光案内板を設置しております。今後においては、地域の皆様の活動による花の見どころ、アートの見どころなど定着し、三都半島の観光振興や地域の活力向上に資すると考えられるものにつきましては、小豆島町観光協議会とも協力しながら、既存の案内板の修正や新規の設置により支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の地域座談会についてお答えいたします。

平成18年9月議会一般質問における地域座談会の答弁に関して、検討状況、成果及び今後の計画についてのご質問でございますが、質問の趣旨のとおり、今後の町政におきまして、町民の方々のご意見をお聞きし、協働のまちづくりを推進することは不可欠と考えております。このため総合計画などの重要な計画の策定においては、パブリックコメントを実施して、住民の方々の意見を広く求めるとともに、各種のアンケートなどを通してご意見を伺ってまいりました。

また、特に自治会活動を重視し、住民自治の推進を支援するとともに、住民の方々のご意見を自治会を通して伺ってきたと考えております。地区座談会につきましては、ご指摘のとおり、三都地区で一昨年11月25日に実施したほか、昨年6月15日は北地自治会からお招きをいただきましたので、出席いたしましてお話を伺っております。地区座談会は行政からの押しつけという形ではなく、まず住民の方みずからのご要望があって初めて実りある座談会になるのではないかと考えておるところであり、三都地区での座談会では、自治会からのご要望で実施し、多くの住民の方々のご参加を得て、建設的かつ活発な議論が出てきたと思っております。今後とも自治会を中心といたしました住民の方みずからご要望があった場合、できるだけ応じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のご質問についてお答えをいたします。

政権交代によります国の動向につきましては、来年度の予算編成作業が事実上停止している状況を踏まえ、極めて不透明な状況にあります。したがって、現時点で今後の動向や対応について言及することは、非常に難しいことではございますが、あえて申し上げますれば、民主党が作成しておりますマニフェストに対する考え方を述べさせていただきます。

民主党のマニフェストでは、国の予算207兆円を全面組み替えし、公共事業や公務員人件費等の削減、独立行政法人や特殊法人などの支出を見直すことによって9.1兆円の財源を確保するとされております。

また、国のひもつき補助金は廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金を創設するとされていますが、その裏づけと言える財源や具体的な方策については説明されていないことから、不明の域を出るものではございません。

さらに、地方の自主財源を大幅にふやすとの見出しはありますが、具体的な中身につきましては、ガソリン税などの暫定税率の廃止や中小企業の法人税率引き下げ、年金受給者の税負担軽減対策など、地方財政にとりましては、減収となる項目だけが列挙されている状況でございます。とりわけ本町歳入の4割を占め、最も重要な地方交付税につきましては、一言も触れておらず、マニフェストに盛り込まれております膨大な政策を実行するに際しては、地方交付税へのしわ寄せへも十分に予想されることから、強い危機感を持っておるところでございます。いずれにいたしましても、判断材料がマニフェストだけでは推測の域を出ないものであり、政策の具体的な内容や財源については、極めて不透明であります。このようなことから、今後の対応につきましては、平成22年度予算の動向を注視することはもとより、香川県や町村会を通じて情報収集に努めますとともに、地方財源の確保につきましては、あらゆる機会を通じて強く国に要望するなど、各般にわたる取り組みを進めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 芸術家村に関連してですが、最初からちょっとトラブルがありましていろいろ、現在も実は、もう一つ県と町の連絡ができてないというようなことが感じられまして、指摘はいろいろしておるんですが、この期間についても新たに4カ月というようなこの質問には入ってませんが4カ月という、最初3カ月が4カ月になったということで、住民からはいろいろ言われておるわけです。それで、我々としたら、芸術家に来ていただいたということは、地域としてはよかったということなんで、問題さえなければいいわけなんですが、そこで先ほど質問しましたように、地域を挙げての取り組みに対して、町に支援というのは、一般的にはお金ということになりますが、私はあくまでもお金ではなく、先ほど言われた検討しておられるということであったんですが、案内のマップですか、こういうような分なり、それからこういうようなもんを検討する意味で提案をしたいんですが、地元としては協議会を立ち上げたいと。その中に町が参画するという考えがあるかどうかというんがまず1点。

それと、この組織を活発にしようとしたら、公民館活動がどうしても影響してきますので、このあたりをはっきりしたあれをしてほしいなというんがあるんですが、現在芸術家

村の実行委員というのは、町長とそれから県の政策部長でしたか、3名がなられて、そして運営委員が地元なり市町の職員が入ってなっておるということなんですが、この運営委員の選び方についてのいろいろの間も問題になりまして、これを見直してるといことなんですが、あくまでも三都ということなんで、現在の運営委員は地元代表としては公民館長も入ってない。そして4地区あって蒲野の自治会長だけ入っておるというような、こういうようなちょっと問題がありまして、このあたりは担当課にも話をしていますので、そのあたりも改善してもらわなければこの話は前向いていかんのかなということで答えをお聞きしたいと思います。

それから、地区座談会については、政権交代にも関連してくるんですが、これから特に我々も経験したことのない政府の交代ということで、今まで県を通じ国の選出の議員を頼って言っておったと思うんですが、ここらが完全にねじれになるということで、政権交代も兼ねての質問になりますけども、そのあたりの情報収集というのはやっていきたいということだったんですが、他の市町村もかなり民主党政権に対する情報集めに今は必死になってるということで、活発に情報集めをしていただかないと取り残されるのではないかなということで、そのあたりもっと具体的にその取り組み方をお尋ねします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第1点目の芸術家村の芸術のアーティストに来ていただいてそういう作品をつくるということで、三都地域に芸術を通しての活性化ということで、ことしの3月からこれで2回目なんですが、やってきて、皆さんに大変お世話になり、またいろんなことが起きましたが、何さま初めての試みでありまして、県も力を入れていただいて、町と地域の皆さんと一緒にこれに取り組んだわけでございます。したがって、最初からうまくいくとは思っておりません。いろいろなことでどしゃげたりして試行錯誤の中ででき上がっていくものでありまして、三都地域の皆さんには大変ご協力をいただいて、ご理解も賜って、よくやっていただいて、成功しつつあると思う次第でございます。今後もいろいろな面で改善をして、よりよきものにしていかなければならないと思います。いろいろなスタッフの面とか、またいろいろな面で至らんとところがいっぱいあると思いますが、これからよりよき内容のあるものに仕上げていきたいと思います。

総じまして、三都半島はこれから小豆島の売り物だと私は思っております。小豆島にいろいろと観光施設、今まであります。しかし、これからの新しいスローライフの時代に、ウォーキング、歩く、また自転車、サイクリング、そういうような地域は、三都半島が一



番最適だと私は信じておりまして、これから小豆島の顔として、春は三都半島から小豆島はやってくるというようなことで取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつお手伝いのご協力をお願いいたしたいと思っております。

それから、民主党が天下をとりまして、いろいろな面について戸惑うておるわけですが、これらにつきまして、より慎重に他の町村ともいろいろ協議しながら、これから特に定住圏構想、道州制、そういうようなものも我々としては真剣に考えて、皆さんと相談しながら国のほうに向かって申すべきことは申さないかんとこう思うておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） まだ新政権発足しておりませんし、どういったルートから情報収集するか、非常に今悩ましいところでございます。具体的な内容をというご質問、ご指摘でございますが、今現在考え得る内容といたしましては、例えば全国町村会なんかを通じて全国町村会のホームページ、町村.comというのがございますが、そこなんかは非常に早い情報提供がなされております。そういったところにより素早い情報提供をお願いすると、そういったことも取り組んでまいればと思っております。今のところ、具体的なと言われてご質問でございますが、思い当たらないところでございまして、あくまでもそういった各種団体を通じての情報収集に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） ただいまのご質問の中で、協議会への参画等のご質問ございましたが、これがどのような趣旨、内容で協議会を立ち上げをされるのか、十分まだ事前に承知してございません。これにつきましては、ただいま町長申しましたように、前向きに対応をしてみたい。それからまた、公民館の立場等につきましても、よく皆様とご相談して検討してきたいとこのように思います。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 運営委員の選定、その回答いただいとらんですけど。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（森 弘章君） 運営委員会につきましては、先日の会合でご指摘を受けたとおりでございまして、22年度につきまして新たな運営委員会の委員さんを選出するというふうな話に会合ではまとまっておりますので、地元の方々と相談をしながらその選定に当たってまいりたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。11時再開。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 質問する前に、私昨年6月29日ダム開発問題で、賛成、反対討論の中で賛成の立場で、いわゆる内海ダムについての流れは少しはわかっているようなところがございます。それで質問をいたしたいと思います。

まず、第1点目ですけど、内海ダム再開発の進みぐあいは。

私はダム対策特別委員ですが、内海ダム再開発の進みぐあいをお聞きします。

最近、大阪を事務所とするダム中止のチラシや高松駅では中止の署名が進められていますが、何か私たちが間違っただけをこちらがしているような印象を受けます。反対側のチラシは、文章も刺激的な言葉が使われ、直下の方や地元住民の方が怖がるようなものです。地元の方が書いたとは決して思えません。地域住民がダム再開発を望んだはずで、ダム中止の裁判も始まったと聞きますが、49災、51災で68名犠牲者を出した地域のすることではないと考えます。町の考え方を再度お聞きします。

2点目ですけど、高潮対策の進捗状況は。

内海湾を中心に池田港でも高潮対策は進められていますが、随分遅きになした感もありますが、予算面のこともあると思われませんが、現状と進捗状況をお聞きします。以上です。よろしくお願ひします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番中江議員のご質問にお答えをいたします。

1点目は、内海ダム再開発事業の進捗状況についてのご質問でございます。

まず、用地買収の状況ですが、現在面積ベースで約97%の用地を取得しており、残り3%、約5,000平方メートルが未買収で、このたびの収用対象となっております。

次に、工事の進捗状況ですが、ダムの完成に伴い、県道寒霞溪公園線と町道内海ダム線の一部が水没することになりますことから、現在つけかえ道路の工事を進めております。県道については、つけかえ総延長1,120メートルのうちトラスト実施地である未買収地付近及びダム本体のそで部を残しており、また町道では、つけかえ総延長1,050メートルの

うち取り壊しが終わっております神聖道場付近を残して既に大部分の区間で工事に着手しており、現在の進捗率は、延長ベースで県道が約79%、町道が約100%の区間で工事着手をしております。

次に、新しいダム本体の建設工事の予定でございますが、香川県は7月10日に一般競争入札の公告を行ったところでございます。開札は9月10日でございます。その後総合評価を実施するなど、必要な入札手続を経て県議会で議決をいただき、本契約を締結後、年度内には本体工事に着手する予定と伺っております。

最近ダム中止のチラシや中止の署名活動が行われていることは承知いたしておりますが、島外の人たちが活動を行っているとのうわさを聞いております。当事業は議員もご承知のとおり、旧内海町民の8割以上の推進署名をいただいておりますし、各企業や東部地区労さんからも推進署名をいただいて、住民一体となって推進している事業でございます。これまでも事業説明会や公聴会などを通して住民の皆様方への説明に努めてまいりましたが、一部の方には事業の趣旨が受け入れられず、いまもってチラシ配布や署名活動が行われていることは、まことに残念であります。町及び県としましては、今後とも話し合いによる解決に向けて努力する考えでございますが、既に本年2月6日の事業認定告示後、土地収用法に基づく立入調査を実施し、7月27日付で香川県収用委員会へ収用裁決申請、明け渡し裁決申請を行い、同委員会は8月31日に裁決手続の開始を決定したところでございます。

また、事業認定告示に対し、反対派住民などが国を相手取って高松地裁に取り消し訴訟を提起しておりますので、今後の経過を注意深く見守るとともに、町としましては、土地収用法の正式な手続を経て事業認定となったものでございますので、裁判において国からの要請があれば、起業者として事業の合理性、公益性が認められるよう主張してまいりたいと考えております。

本町は49年・51年災害により住民のとうとい命と貴重な財産を失い、圏域にわたり壊滅的な被害を受けました。このような災害を二度と起こさないためにも小豆島町総合計画の中にも防災対策の充実、上水道の整備として内海ダム再開発事業の早期完了を主要施策として掲げており、先ほども申し上げましたが、旧内海町民の8割の推進署名や商工会、労働組合等各種団体からの建設推進要望があり、地元の総意としてダム建設が熱望されております。本町といたしましては、災害に強く、安全で安心なまちづくりを進めるためにも、一日も早い新内海ダム供用開始を目指しているところであり、香川県ともども事業の着実な推進に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後とも引き続き議員

の皆様のお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の高潮対策の進捗状況についてのご質問でございますが、高潮対策への取り組みに関しましては、香川県と県内7市5町で取りまとめた津波・高潮対策アクションプログラムをもとに県と連携をとりながら、着手可能なところから順次対策工事に取り組んでおります。平成21年3月末現在における津波・高潮対策アクションプログラム第1期計画の進捗状況は、県管理施設全体の計画延長約30キロメートルのうち約20キロメートルの整備が完了し、進捗率は約66%となっております。そのうち小豆島町では、計画延長2.24キロメートルのうち1.54キロメートルの整備が完了し、進捗率は69%となっております。市町管理の施設では、県全体の計画延長20.23キロメートルのうち5.69キロメートルが完了し、進捗率は28%、小豆島町は計画延長3.5キロメートルのうち1.43キロメートルの整備が完了し、進捗率は41%となっており、7市5町のうち4番目の進捗率でございます。

また、県と市町と合わせた進捗率は、県全体が51%で、小豆島町は52%となっており、全体で5番目の進捗率でございます。他の市町などとの比較については、市町の地形的要因や対象施設数などの条件も異なりますので、一概に判断しがたいと思いますが、県管理施設、町管理施設とも進捗率は7市5町の平均以上の進捗となっておりますことから、順調に推移していると認識するところであります。

次に、今年度の津波・高潮対策工事につきましては、県営事業では池田港の平木地区、内海港では苗羽、古江地区で実施をしており、さらに池田港緑地及び西側埋め立て、内海港芦ノ浦、坂手港全体の3港湾で調査設計を行い、22年度からの実施準備を行っている聞いております。

町営事業では、浜条川水門及びゲートポンプ、吉野崎港護岸嵩上げ、三都港フラップゲート、本堂川護岸嵩上げ、馬木川水門及びゲートポンプ、草壁水路ゲートポンプで対策工事を実施いたします。

最後に、ご質問の中で遅きに失した感もあるとの厳しいご意見でございますが、限られた財源の中で、局所的な対策で早期に効果があらわれる箇所から順次対策工事に取り組んでおり、また今後とも町の重要施策としてさまざまな角度から県と連携をとりながら積極的に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 高潮対策は、進捗状況は可能なところから順調に順次やってお

られることは非常にありがたいと思います。これからも継続して、いわゆる県のアクションプランこれにのっとってやっていただきたいと思います。

もう一点のダムについては、私なりに反対側の文書を、またそれらを含めて少し報告したいと思います。

現在の内海ダムは、14万トン、池を含めて香川県で162番目です。新内海ダムは106万トン、全国でダムのみで730番目の大きさです。決して巨大ダムではなく普通のダムです。当時反対側は、現在の7.5倍のダムが計画されていると報道されましたので、調査をして正確な報道をするよう新聞社に申し入れをしました。現在の貯水量との倍数だけの記載では正しくないのです。また、内海ダム再開発は国庫補助事業で、事業費185億円のほとんどが国と県が出す仕組みです。最近、大阪を事務所とする反対側は、ダムの中止のチラシや署名が進められているのは、皆さんもご承知だと思われませんが、今日まで反対側は活断層があるとか、ダム事業費が300億円かかるとか、水道代が上がるとか、寒霞渓の景観を損ない、自然が壊されるなど、ダムは税金の無駄遣いなどの運動が起こっています。これらの行動は、地元住民の方が怖がるような、不安されるような文章であります。反対側は正しい調査をなされない上に、デマとうそを報道している、これらはもう理解できることはありません。これらのことは地元住民の方が書いたとは決して思われたい、そういった中で、再度質問いたしますけど、水道料金これが上がるんだという、そういうようなデマが飛んだわけですけど、的確な正確な数値を示してもらいたいと思います。1点です。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 水道料金の問題につきましては、議会等でも再三申し上げましたけれども、本町の水道事業については、経営状態は顕著に推移しております。事業体として適切かつ健全な財務状況にあると考えております。それで先ほども事業費の関係が出ましたけれども、内海ダム再開発事業では、今後事業完成年度までに4.8%、8億8,800万円を水道開発の負担金として負担しなければならないということでございますけれども、国庫補助、県費補助及び一般会計の出資金など特定財源を負担金に充てることとしておりますので、水道事業会計の実質的な負担は、おおむね約5千万円程度ということになります。このようなことから、現在の経営状況が維持できれば十分に対応が可能でございますので、水道料金の改定を行う必要はないというふうに考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番(中江 正君) ありがとうございます。これらをもうとデマをかなり、いわゆる100回唱えればほんまかない、やっぱり地元住民の方もそう思われるんです。そうじゃなくして、行政と地元住民の方が、これから行政として、いわゆるアクションを起こす気があるのかなのか、最後にお尋ねします。いわゆるこういうような文書が飛び交っている中で、町行政として住民の方と一緒にダムを推進する意向はあるのかなのか、最後にお尋ねしたいと思います。

議長(中村勝利君) 水道課長。

水道課長(曾根為義君) 反対派のチラシ等の対応というふうなお話でございますけれども、先ほども町長答弁にもありましたように、まだ内海ダムについては、国のほうからも何も言ってきておりません。それで、今ハツ場ダム等直轄のダム等でいろいろ新聞等をにぎわせておるところでございますけれども、町の今の考え方については、先ほども町長の答弁にありましたけれども、状況を的確に把握していきたいというふうなことしていきたいと思っております。それで、ダム事業の詳細につきましては、今までダムニュース等で小豆島町の全戸に配布をしておりますし、また次回のダムニュースについては、いろいろ危険とか断層とかいう分についても県といろいろ話ししながら、また住民に正しい事柄を発信していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長(中村勝利君) 次、15番鍋谷議員。

15番(鍋谷真由美君) 私は2点について質問をさせていただきます。

まず第1点目、総選挙で示された国民の願いにこたえる町政をとということです。

8月30日に行われた総選挙で、長期にわたって国民を苦しめてきた自公政権は大敗し、民主党を中心とする新しい政権が生まれることになりました。これは小泉内閣以来の構造改革路線で、暮らしや雇用、社会保障を破壊し、国民から安心と希望を奪ってきた自公政権への国民の怒りが、自公政治ノ一の風をつくった結果です。私はこの結果を日本の政治の前向きな大きな一歩として歓迎すべき事態だと思います。自公政権の退陣は、国民の批判に追い詰められた結果ですが、その根本には自民党の政治が統治能力を失ってしまった事態があります。財界中心と日米軍事同盟中心の政治は、国民の暮らしを壊し続け、日本経済を立ち行かないところまで追い込んでしまいました。その軍事優先の外交は、世界で孤立を深めています。国民はこの政治に愛想を尽かしたのです。そして政権がかわってもこの2つの政治悪にメスを入れられるかどうかと問われていると思います。9月6日付の四国新聞の紙上で、香川大学の村上博教授は、地方自治体の首長や議員は、今こそ地域住

民が何を要望しているのかに興味と関心を向けるべきだ。今回は国民が政権をかえたわけだから、まず地域住民が行政に何を望んでいるのかを知ることが大切だと語っています。町長はこの歴史的な選挙の結果をどのように受けとめておられるのでしょうか。

また、この結果を受けて、暮らしをよくしたい、社会保障をよくしたいという国民の願いを実現するために今後どのように町政運営を進めていこうとお考えなのでしょうか。

税金の無駄遣いとして日本共産党や民主党がマニフェストで建設中止を掲げている八ッ場ダムについて、国土交通省は本体工事の入札を延期することを発表しました。同じく税金の無駄遣いである内海ダム再開発は、治水、利水両面とも合理的な理由や根拠がなく、瀬戸内海国立公園の寒霞渓の景観を含む豊かな自然を破壊するとして、国の事業認定の取り直し訴訟が行われています。この事業も中止するべきではないでしょうか。

また、後期高齢者医療保険制度の廃止、労働者派遣法の改正、生活保護の老齢加算、母子加算の復活など、国民の願いが早期に実現できるように新しい政府に対して要望をしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

次に、国保一部負担金減免制度の実施をということでお尋ねをいたします。

雇用状況の悪化の中で、国保税の滞納や保険証を取り上げ無保険世帯などがふえています。一方で、医療機関の窓口で発生する未収金もふえ、問題になっています。昨秋以降の急激な経済不況による雇用破壊や所得の低下で、国保税や医療費の支払いが困難な方が、さらに増加することが懸念されます。保険証1枚あれば、だれでもどんな病気でも医療が受けられるのが公的医療保険制度の原点です。3割もの自己負担をとられるなどという国は、先進国では日本だけです。だれもが安心してかけられる医療保障の再生は急務です。特に具体的な対応として、高過ぎる国保税の引き下げ、無保険問題の解消と窓口負担の軽減が緊急の課題となっています。窓口負担が心配で医療機関にかけられない人を救済するために、保険者は特別の理由がある被保険者に対し、医療費の一部負担を猶予または減免することができるとした国民健康保険法第44条に基づく一部負担金減免制度を実施すべきではないでしょうか。7月1日付で厚生労働省医政局指導課長、同社会・援護局課長、同保険局国民健康保険課長の3者連名による、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についてと題した通知が出されました。この通知は、未収問題の未然防止のために回収を強化するという側面もあるのですが、同時に一部負担金減免などの活用を訴えています。医療機関で治療を受けてやむなく発生してしまう未収金を防止するためという立場にとどまらず、窓口負担が心配で医療機関にかけられない人を救済するための制度としてこの通知の積極面をとらえ、一部負担金減免制度の活用を進める必要があると思います。厚生

労働省の調査では、全国の55%の自治体の一部負担金減免のための何らかの制度を設けており、大阪府、広島県などの自治体では取り組みが進んでいます。国保一部負担金減免制度の低所得を理由とした減免制度を実施し、医療機関への制度の周知や住民への広報などを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、衆議院議員総選挙の結果についてどのように受けとめているのか、ご質問でございますが、確かに全国的な結果では、長期間続いた自民党中心の政治体制から新たな政権への変化を期待したのか、民主党が多数の議席を獲得したわけでございます。

しかしながら、本町の投票結果を見ますと、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙ともに自由民主党の得票数が民主党の得票を上回っておりまして、本町における住民の意向は、15番議員が言われているものとは、少なからず隔たりがあると思います。

次に、今後の町政運営の進め方についてであります。政権交代という社会が大きく変化する時代を迎えまして、今こそ地域の皆様方の要望や地域課題克服に向けてしっかりと地に足をつけた町政運営が求められていると改めて思いをいたすところでございます。このような中、今後の町政運営につきましては、時代の変化に留意しつつも、広く住民の声をお聞きしながら策定した小豆島町総合計画を行政運営の羅針盤として、オリーブライフ小豆島の実現に向けて、各種事業に鋭意取り組んでまいり所存でございます。

次に、内海ダム再開事業を中止するべきとのご意見でございますが、先ほど16番議員、17番議員へのご答弁で申し上げたとおり、事業の着実な推進に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、後期高齢者医療保険制度の廃止について、新政府に対し要望すべきとのご意見でございますが、民主党のマニフェストにおいても、廃止に対する具体的なスケジュールや代替案が示されていない現状をかんがみますと、現段階で制度廃止を国に求めることは、時期尚早であると考えております。今後におきましては、国の動きを注視するとともに、高齢者の方が混乱を来すことがないような十分な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

国民健康保険の一部負担金につきましては、療養の給付などに対し3割もしくは1割をご負担いただいておりますが、この一部負担金には、年齢や収入に応じて限度額が設けられております。70歳未満の方で住民税非課税世帯の方は、1カ月の自己負担限度額が3万



5,400円、70歳以上の方で所得1の方は、外来のみで8千円、外来と入院で1万5千円を超えたものにつきましても、高額療養費として払い戻し、もしくは限度額までの負担となっております。

また、一部負担金を減免した場合、その部分を保険税で負担することになりますので、他の被保険者に負担となり、ひいては保険税の上昇につながりかねないことから、慎重に対応していくべきと考えるところであります。ご指摘の生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についての通知は、県を通じて送付を受けておりますので、福祉担当とも連携をし、他の市町の動向も勘案しながら検討してまいりたいと考えるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 町長は総選挙で示された国民の願いという点で、全国と小豆島町の結果が違うというような答弁だったんですけども、これはやっぱり実際に政権がかわったわけで、その声にこたえることが必要じゃないかと思います。特に後期高齢者医療保険制度の廃止については、参議院では廃止法案は可決しているわけで、この廃止を求める声っていうのが大きいということで、ぜひ実現のために要望をお願いしたいと思います。

それから、国保の一部負担金制度ですが、今限度額があるとおっしゃいましたけれども、その限度額さえも本当に負担になるという方がたくさんおいでだと思います。特に高い国保税が払えない。払えないために短期保険証や資格者証ということで、短期保険証があっても一部負担金が高いために払えない、そういう方もおいでます。実際に内海病院でも滞納がふえていると思うんですけども、その具体的な人数とか金額とかそういうのがわかれば明らかにしていただきたいと思います。国民健康保険法44条に基づく一部負担金減免制度については、市町村が別段の制度や基準を設けなくても実施できるということになっております。被保険者から申請があればこれを受理して、適正に処理する必要があるということになっておりますが、小豆島町として、例えばそういう申請が出た場合にどういう対応をされるのか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 先ほど鍋谷議員のご質問の中で、限度額も払えないということで滞納する人がふえてくるということで、国民健康保険法の第44条の規定を運用した減免をやってはどうかということなんですけど、減免をやりますと、先ほど町長のほうからのご説明がありましたように、保険税ひいては被保険者全員にかかってくるような状

態になります。それと、減免制度をすることになれば、市町の規則等で定めていかなければなりません。その辺も私ほうは慎重に対応していきたいというふうなことで思っております。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 先ほど内海病院での未収金の額がふえているかどうかということですが、平成20年度決算、19年度と比較しますと、額で81万9千円余り増加しております。ちょっと人数については、手持ちの資料がありませんので、また後日報告させてもらいたいと思います。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 先ほどの国保の分で、通知が出された背景には、日本共産党の小池参議院議員が一部負担金減免制度の積極活用を舛添厚生労働大臣に迫った経緯があります。自治体の取り組みを国としても支援し、国の責任で制度の拡充を図るべきだと小池議員が求めました。これに対して、厚労大臣は、統一的なガイドラインが出せるかどうか検討したい。また、小池議員が、市町村への財政影響への懸念に対する配慮などの政策を検討すべきと厚労省の未収金問題検討委員会の報告書が報告されていることを取り上げて、厳しい財政状況で減免制度への足を踏む自治体も多いと指摘し、減免への国からの補助を求めたところ、舛添大臣は、特別調整交付金を使って負担分の半分を国が見ることができないか検討しているとセーフティーネットの一つとして活用したいと答弁をしております。国に予算措置を迫り、実態を反映した国の基準づくりへ積極的に町としても声を上げていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 先ほどの説明の中にありましたように、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についていう文書でございますけど、この中で出てきておりますのは、低所得者に対する対応としまして、所得が少なくなれば、当然福祉部局の担当とも協議しながら生活保護の適用が受けられるかどうかとか、そういうふうなんを考えてみてくれというふうなことがうたわれております。

それと、中身としましては、この中に医療機関の未収金問題に関する検討会報告書いうのもついております。その未収金問題についても同じように生活困窮者に対する取り組みとして、医療機関、国保、生活保護の連携ということがうたわれております。

以上のようなことからしますと、中身としましては、一部負担金の減免を前に押し出したような文章にはなっておりません。ただ国としては、一部負担金の減免に対する基準み

たいなんを私ほうへまだ通知は来ておりません。それも国としてもまだ決めていないと聞いておりますので、その辺もし出てきましたら、また私ほうで対応はしていきたいと考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、住民の切実な願いに寄り添ってその実現を推し進める立場から執行部の皆さんに質問をいたします。

まず、1番目ですが、学校給食の米飯給食回数をふやすことと、地産地消・産直給食の推進強化を図ってほしいという質問です。

学校給食法制定以降、地域や学校現場で多様に展開されてきた食教育が法制度化され、給食は食事の提供から食の教育へと重心を移してきました。従来にも増して学校給食を生きた教材、教科書として食教育を充実させることが、学校給食の意義であり課題であると思います。

また、政府の食育基本計画の中で、産直給食や地元産の食材の活用、利用が目標になり、これらを実施する地域で、例えば京都府丹後半島は、半農半漁で暮らしを立てる親たちは、自分たちがつくった米を子供の給食にという願いを実現してきました。岡山市では、栄養職員、調理員と地域農家が連携して、地域特産のレンコンと瀬戸内海の魚とを組み合わせてのハンバーグをつくるなど、新しい給食運動をつくってきたこれらの実践に学ぶ姿勢が必要ではないでしょうか。

地産地消運動は確実に発展し、地域農業を再生させることを中心に、学校給食で使う作物や数量を計画化し作付することなど実施するものであります。そして香川県議会の文教厚生委員会においては、米飯は日本の伝統的な主食であり、食生活の基本となるものである。また、地域の食文化を知ることで、郷土への関心を高めることができるとし、教育的な意義も大きいと述べ、学校給食における米飯給食の実施回数の増加を促すことが国より通知され、各市町教育委員会等に周知したと答弁しています。

以上のことから、本町における子供らに米を主食とした食生活や農家の顔が見える地域の農業の大切さを学ぶ教育的意義から学校給食の米飯給食の回数をふやすことや地産地消・産直給食の推進強化を図ることを求めるものです。教育長にお尋ねいたします。

2点目です。

池田中学校、内海中学校に統合することは白紙にすべきだという主張から質問をいたします。

9月8日に発表された経済協力開発機構O E C Dの教育施策に関する2006年の調査結果では、教育への公的支出が日本は最低レベルになっています。小・中学校クラス人数基準においては、1クラスの人数は30カ国の平均と比べて多く、依然として教育条件が劣っていることが明らかになりました。中学校のクラスでは、比較可能なデータのある21カ国のうち30人を上回るのは、日本と韓国の2カ国だけであることがわかりました。日本は先進国中でもおくれたクラス人数が続いています。自公政府による行政改革のもとで、教職員1万人削減計画が打ち出され、学校の適正規模の名のもとに学校リストラを行う日本は、世界の先進国の教育のあり方の方向とは全く逆を進んでおり、まさに教育の貧困と言わなければなりません。学校の統廃合問題については、第1に、当局が持ち出す学校の適正規模は、子供の教育にとって適正ということではない。第2は、学校は地域の拠点としての独自の役割があること、第3に、地域の子育て、地域の存続にかかわるだけに、徹底した住民合意が欠かせないことの3つの基準があることを、これまでの議会や教育長の懇談会で主張してきたところです。池田地区住民やふるさとを離れている人から、池田地域が寂れてしまう、母校がなくなるかもしれないと聞いて驚いたが、絶対残せるよう頑張っしてほしい、生活圏が違うのでどうしても池田中学校は必要だなどの地域に対する愛着や母校を思う強い声があります。町執行部はこのような声を真摯に聞き入るべきではないでしょうか。教育委員会は7月までには学校再編の基本方針を出したいとの意向だったが、7月の教育委員会では決まらなかったとお聞きしています。この間住民側から町長、教育委員長、議会議長に要望書の提出が出され、また池田中学校の存続を求める立て看板が立てられる行動がありました。このようなことから、池田住民の意思は、統合ノーであることは明白ではないですか。このことをしっかり受けとめ、9月開催予定とお聞きしています教育委員会での学校整備再編の基本方針は、池田中学校の統廃合は白紙にすべきと強く求めるものですが、町長、教育長にお尋ねします。

最後、3点目です。

住民が安心・安全で暮らせる生活環境整備をということで伺います。

行政は人や車が安全に通行できる道路の確保や台風などの集中豪雨による河川、水路のはんらんで、人命や財産を守る責務があります。この観点から次のことについてお尋ねします。

1つは、池田庁舎前から亀山八幡神社方面への小学校へ行く交差点までの歩道設置と道路拡幅についてであります。

池田庁舎前から小学校に行く交差点までの車両の往来がふえており、特に朝の出勤と児

童の登校の時間帯が重なるときが非常に危険な状況にあると思います。そういう中で、歩道の設置と道路の拡幅を実施していただきたいと思います。

2点目ですが、浜条地区の複数路の雨水が集中する水路の改善あるいはその水が抜ける方法、方策について伺います。

8月9日集中豪雨があったとき水路の水があふれ、住宅1軒が床下浸水になり、もう一軒も玄関の戸口まで水が押し寄せてきて、降雨時間が長ければ床下浸水になるところだったと言われております。台風等で集中豪雨になれば、毎回のように被害が出ている地域です。1カ所の水路に降雨量が集中するため、それを回避するための抜ける道、抜ける水路の設置あるいは改修が必要ではないかと考えます。

以上の点から、その関係自治体と行政の共同で実施の方向で検討をお願いしたいというふうに思います。以上、質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

なお、1点目の学校給食に関するご質問については、私の答弁後、教育長より答弁をさせていただくこととし、2点目の中学校の統合問題及び3点目の安心・安全で暮らせる生活環境整備についてお答えをいたします。

まず、2点目の中学校の統合問題でございますが、これにつきましては、6月議会におきましても14番議員を初め複数の議員の方からご質問がございましたが、真摯に受けとめ答弁をいたしております。これまでに何度も申し上げておりますので、同じ答弁の繰り返しになりますが、各学校はそれぞれの地域の歴史や文化、伝統とともに、地域の方々に支えられてきて今日に至っております。今も地域の核であり、大きな財産であると考えますし、ここにおられる皆様全員が同じ思いであろうと思います。旧池田町においても、また旧内海町においてもこれまでに統廃合が行われておりますが、学校統合までの経緯を見ましても、町議会や教育委員会が示した統合計画が予定どおり実施できておりません。それだけ学校の統廃合は難しく、時間を要する問題であり、保護者を含めた地域の皆様のご賛同を得ることは非常に困難なことであると承知をいたしております。統廃合については、時間をかけて十分に協議し、保護者や住民の方にご理解を得られるよう努めることが重要であり、地域の方々のご意見を無視して統合を強行するような考えはございません。

しかし、今回いただいた方向性は、学校再編検討委員の皆様が熱心かつ真剣に検討されたもので、教育委員会に対しては答申を尊重し、基本計画を策定するよう指示しておりますので、現時点で保護者や住民の皆様にご説明をする機会も設けずに統合を白紙にするこ

とはできないこととあります。今後教育委員会が基本方針を策定いたしますが、その後に保護者や住民の皆様にご説明する機会を設けていただき、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の安心・安全で暮らせる生活環境整備についてお答えをいたします。

まず、具体的な1点目の町道亀山線の国道436号から町道浜条大池線との交差点までの区間の道路拡幅と歩道設置についてでございますが、この区間は池田小学校の通学路であり、沿線には役場池田庁舎を初めJA香川県池田支店や集出荷場、消防池田分署などが位置していることから、交通量の多い重要な路線であることは十分承知しております。

しかし、質問の区間は、道路基準に基づいて車両の対向を可能とした上で歩道を設置いたしますと、現在の倍以上の幅員が必要となることだけでなく、局部的な改良では、交通安全上の効果が発揮できないため、ほぼ全線の整備が必要となります。これにより池田大川を横断する亀山橋のかけかえなど工事費も多額となるほか、用地買収、家屋移転や物権補償など工事そのもの以外にも多額の事業費が必要となりますし、地元関係者、特に地権者の皆様の深いご理解と前向きなご協力が必要不可欠でございます。

以上のことから、現段階では実施に向けての早急な対応は難しいと考えますが、この路線の道路拡幅と歩道整備についての必要性は認識しておりますので、今後地元自治会長さんを初め沿道の関係者の方々のご意見、ご協力もいただきながら、財政面や町内の道路整備の優先度なども含めてさまざまな角度から検討した上で判断しなければならないと考えているところでございます。

次に、浜条地区で複数の雨水が集中する水路の改善でございますが、現在地区内に複数ある排水路について、大雨時や高潮時に民家や農地が浸水しないような排水対策が検討できないかのご質問かと存じます。

そのうち高潮対策につきましては、浜条自治会長さん、北条自治会総代さん連名で要望がありました浜条川河口の水門設置工事を今年度で実施する予定となっております。これによりまして、高潮対策につきましては、大幅に改善されると考えております。

なお、雨水等の排水対策の調査につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、教育長に答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 14番村上議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校給食の米飯給食回数増と地産地消・産直給食の推進強化というご質

問でございますけれども、14番議員が申されますような観点から、本年4月に学校給食法が改正され、第2条の学校給食の目標に次の3項目が追加されております。

1点目が、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。2点目が、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこと。3点目が、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深めることとなっております。こうした考えのもとに、香川県においては、各市町に栄養教諭を配置し、地域の自然や文化、農林水産業等に関する理解を深める教育とこれらの生産にかかわる人々の努力や食への関心の念をはぐくむ教育を推し進めるとともに、学校給食に地場産物を使用することで、食に関する指導の生きた教材として活用するよう要請もございました。

質問にあります米飯給食の実施回数につきましては、平成19年度調査の結果でございますが、全国的に週3回実施が62.4%と一番多く、3回未満が15.5%、3.5回実施が5.7%、4回実施が12.2%、5回実施が4.3%であり、平均実施回数は3.0回となっております。このような状況から、本町では週4回が適当であると考えており、池田給食センターが週4回実施ですが、内海給食センターは週3回実施で、月1週のみ4回実施となっております。このため内海給食センターは、今年度中に月2週で4回実施ができるよう調整中ですが、将来的には週4回の実施にしたいと考えております。

次に、地場産物の利用状況ですけれども、県内産の利用率が、池田給食センターで32.2%、内海給食センターで31.0%であり、県がかがわ食育アクションプランの中で目標値としております30%をわずかに上回っている状況にあります。

一方、小豆島産のものに限りますと、池田センターが19.5%、内海センターが18.8%となっております。平成19年12月定例会で渡辺議員さんから同様のご質問がございました。その際、地場産物の利用を図るため、毎月1回小豆総合事務所農業改良普及課が中心となり、生産者と学校栄養士、3者で打合会を行っているかと答弁したかと思えます。今申し上げました利用率は、この打合会において利用調整を図ることで次第に向上したものとなっておりますが、今後とも農業関係機関との連携を密にするとともに、打合会の生産登録者数をふやすことで、地場産物の利用率の向上を目指したいと考えております。

なお、県農政課が新規食材の開発普及を目的に行っております学校給食香川オリジナル野菜「つけな三木2号」をモデル事業に、池田小学校がモデル校に選定され、二面地区の山田文男さんに栽培をお願いしているものがございますので、こういった事業にも積極的

に取り組むことで、地場産物の利用率向上につなげていきたいと思っております。よろしくご理解いただきたいと思います。

続いて、2点目の池田中学校の統廃合について、学校再編整備基本計画において白紙にすべきだとのこと質問でございます。

6月議会での一般質問に対する答弁でも申し上げましたが、教育委員会といたしましては、本町の教育行政のあり方を考え、子供たちによりよい教育環境を確保することを考える立場にあります。住民の皆様のご意見を無視するわけではございませんが、反対の意見があるからといって、その意見に流されていたのでは、子供たちによりよい教育環境を確保するという考えのもとでの基本方針の策定作業は進みません。このため小豆島町学校施設適正配置につきましては、先に基本方針を策定して、この基本方針をもとに住民の皆様へ説明を行って、最終的に実施計画を取りまとめていきたいというふうに委員会のほうでは考えております。

その後のスケジュールといたしましては、基本方針につきましては、町の広報紙とホームページでお知らせいたしますとともに、児童・生徒数の推移や学校施設の耐震診断状況などの資料につきましても、あわせて公表していきたいと思っております。町議会、保護者及び住民の皆様に対しましては、本町の学校の置かれた状況の説明を十分に行うことが非常に重要なことかと思っております。生徒数が減少し、クラス編制がどうなるのか、学校施設の耐震性がどうなのか、部活動はどのような状況にあるのか、教師の確保が困難になる中で、教育環境をいかに確保していくのか等のご説明を行い、現状を十分に認識していただいた上でご意見をお伺いしなければ、状況をお知らせしない段階での意見をいただいたのでは、偏ったものになるのではないかと考えております。その上で保護者や住民の皆様にご統合についてのご意見をお聞きし、実施計画に反映させていくべきであると考えております。

また、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、学校の統合問題は、実施計画を策定したからといって、その年次計画に基づき、強行して統合を実施するものではなく、引き続き住民の皆様のご理解が得られるよう努力したいと思っております。

中学校の統合問題は、将来を考えると、1校になっているということは想像できることであり、問題になるのは、統合時期をいつにするのかでないかと考えております。その時期を先送りにすることが子供たちにとってよいことなのか、よりよい環境を確保するためにいつごろの統合を目指すべきかを判断することが教育委員会の務めではありますが、学校統合は住民の皆様のご理解を得ずに強行に進めるべき問題ではございませんし、多くの



住民の皆様が、現在統合反対であるということは十分に承知しております。

しかし、将来的には統合は避けて通れないことであり、子供たちにとってどのような学校規模が適正なのか、よりよい教育環境を確保するには、統合時期をいつにすべきかという視点でも考えていただきたいと思います。このようなことから、現段階において、基本計画において池田中学校の統合を白紙にする状況にないということは、ご理解いただくしかございません。

教育委員会の進捗状況につきましても先ほどご質問にございましたけれども、7月の教育委員会で基本方針の最終案の段階でほぼ合意に至っております。9月の教育委員会では、この基本方針を決定することにいたしたいと思っております。そして、その基本方針を策定した後に住民説明を行い、十分な協議をすることは、池田中学校をいつまで存続させることができるかにつながるのではないかと考えております。その後で基本計画に移っていきたいという考えであります。議員の皆様方におかれましても、すぐにでも池田中学校が統合されるような話で不安をあおるのではなく、住民の皆様には正確な情報提供をするとともに、町及び教育委員会は、住民の皆様の意向を尊重する考えであることを伝えていただきますようお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしく願いたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 3点目のご質問に対する町長答弁に関連いたしまして、浜条地区の雨水等の排水対策についてお答えいたします。

まず、大雨時の排水対策といたしましては、昭和52年度に農村総合整備モデル事業により、浜条川水系から分水いたしまして大池水路と強制排水施設のポンプ場を建設し、その後平成7年度には、ポンプ場の全面改修を行い、現在は浜条川からの自然排水とポンプ場の強制排水により池田大川へ排水しています。現時点で考えられる今後の排水対策といたしましては、1つに、現在浜条川に雨水が集中しているのを分水して直接海へ排水する水路の改修または新設、また2点目として、新たなポンプ場による強制排水の2点が考えられます。

まず、1点目の分水する排水路の整備といたしましては、既設水路の改修により海に排水する方法と町道浜条大池線沿いに浜条川から分水する水路を新設して海に直接排水する方法の2案が考えられると思います。既設水路の改修につきましては、以前に関係者にご提案した経緯もございますが、水の流れを変更する場合には、隣接者全員の同意などの地元調整が必要不可欠であり、結果的には一部の方から宅地への浸水被害の危険度が高くな

る、昔から浸水被害の心配がない場所で生活をしているものを、今になって水の流れを変え、心配がふえることは必要ないというなどの反対意見が出て地元調整ができず、実施には至りませんでした。水路の新設につきましても、関係者のご意見は何ってはおりませんが、新たな水の流れをつくることへの抵抗感は大きいのではないかと考えられますし、県道の暗渠設置などに非常に多額の経費も必要となります。

また、水路の海への排水口の高さを想定いたしますと、通常の高潮時における排水不良、一定以上の高潮時における海水の逆流による浸水被害の発生など、逆効果になることも懸念されるところであります。

次に、2点目の新たなポンプ場による強制排水でございますが、この方策が現時点では一番効果的であるとは思いますが、ポンプ場の新設となりますと、財政面、建設場所の確保、補助事業の研究、取り組みなど非常に多くの課題がございますし、仮に現在のポンプ場を全面的かつ大規模に改修するにいたしましても、先ほども申し上げましたように、平成7年度に全面改修を実施していることや農業用の排水施設として計画設置していることなどから、現段階での検討は非常に難しいと言わざるを得ません。いずれにいたしましても、台風の大雨時には潮位が通常より高くなることが多く、また最近の高潮経験からいたしますと、場当たりの対策を検討するのではなく、大雨と高潮の両面を考慮した上で、どちらに重点を置いた対策を講じるかという視点から検討せざるを得ないのではないかと考えるところであります。

以上のことから、まずは高潮対策を優先した対策として、浜条、北条両自治会の会長さん、総代さんの了解を得た上で、先ほど町長が申し上げましたように、浜条川河口に高潮対策の水門設置を今年度で計画をしております。

なお、この水門設置に伴い、内面排水対策として、口径400ミリのゲートポンプを2基設置する計画となっておりますので、現時点で町として対応できる最大限の努力をしていることをご理解願いたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 村上議員に申し上げます。発言時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

14番（村上久美君） まず、学校給食の回数の問題です。

調整中であるというのが、週2回、2週で4回を調整してるということで、これは近々にそれが可能なのか。将来的には、全面的な4回と言われましたが、それもいつごろをめぐりに考えているのか、伺いたいと思います。

それと、生活環境ということで2点質問しましたが、優先順位というふうなことであれば、小学校行くまでの児童の登下校、これについてはやっぱり子供たちの人命にもかかわる問題ですから、優先順位として上げていただきたいし、そのための行政の努力を十分にやっぱりしていただきたいというふうに思いますが、その点の考え方を伺いたいというふうに思います。

それと、統合の問題については、先ほど私が一番最初に質問しました経済協力開発機構での調査結果も述べました。それをやはりしっかりと今までの旧来の教育のあり方が、世界の中では日本はおかしいわけですから、そういう中での受けとめ方がやはり町行政でも必要ではないかというふうに思いますので、その観点からこの統合問題、学校の統廃合問題どう考えるのかという点が重要だと思しますので、考え方を伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） まず、環境整備のほうで、亀山線の拡幅及び歩道整備についての優先順位として早く上げていただきたいというご要望でございますが、先ほど町長のほうからも説明をいたしましたように、必要性としては認識をしておるところでございますが、この沿線沿いには家屋また施設そういうふうな移転に関する、また用地買収としても非常に幅員面、非常に広い面積を必要といたします。そういうことから、まず優先度を図る前段として地元関係者、特に地権者の皆様に、これは用地協力に関して前向きな協力、その辺の同意というようなところが確認された上で優先順位を考えていかなければならないと。そうしなくては前へ向いていけないのではないかとこのように考えておりますので、またご理解をお願いいたしたいと思っております。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 米飯給食の回数ですけれども、教育長の答弁の中にありましたように、隔週で1回、4回米飯を実施したいということで、今製パン業者さんのお話を詰めておるところでございますが、その時期はいつごろかというお尋ねですけれども、遅くても来年度中にはその回数を実施したいというふうなことでお話をさせていただいております。

それから、完全週4回米飯給食の時期ですけれども、具体的に何年からというふうに申し上げたいところですが、これまでも何回もご説明をいたしましたように、地元製パン業者さんとの協議にもよりますので、現時点でいついつというふうに申し上げることは、ちょっと今のところではできません。品物を買う町がここまで気を使うのも何ですけれども、これまで説明をしてきましたようなことを事情をお含みをいただきまして、

ご理解をいただきたいなというふうに思います。もうしばらく時間をいただきたいと思  
います。よろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 先ほどのご意見は私のほうも十分承知しております。その意見  
をもとに教育委員会の中でも今から学校再編整備をどのようにしていくかを検討する中  
に加えていきたいとそういうように思っております。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後 1 時に再開します。

休憩 午後 0 時13分

再開 午後 1 時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 7 番安井議員。

7 番（安井信之君） 私は 2 点について町長のお考えを聞きたいと思  
います。

嘱託職員の待遇について。

2007年 9 月議会に質問しましたが、正社員として採用すべきところを嘱託職員として採  
用し、正職員と同じ作業を行っている嘱託職員に対して指摘した退職金制度、資格手当等  
の改善をどのように図られていくつもりか伺います。

なお、処遇改善が今までに行われたなら、その報告、効果をお尋ねいたします。

国での取り組みも今までにあったように伺っていますが、これからの見通しはどのよう  
なことになるのか。行政といささか違うと言われるかもしれませんが、公社職員の退職金  
等処遇措置が図られていますが、その実情はどのようなものか。それとの整合性はとれて  
いないと考えますが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

2 点目、瀬戸内国際芸術祭での町のかかわり方、取り組みは、県を挙げてのイベントに  
小豆島町の行政、住民のかかわり方がほとんど見えていないと思  
います。そういうことではイベントの効果は期待できないものになってしまうのではないかと考え  
ます。そこで、行政、住民がどのような形でかかわっていくのか、伺いた  
いと思  
います。

また、この際、ごみ問題で有名になった豊島もイベント会場の一つであることから、そ  
の問題で学んだことの成果として、不法投棄、ごみ放置に取り組んでいこうとしている姿  
を全国に発信していくべきではないかと考えますが、町長のお考えを伺  
います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7 番安井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、退職金制度に関しましては、臨時及び嘱託職員が単位任用期間を6カ月または1年とする臨時的任用として位置づけていること、合併協議において退職報償金制度を廃止する方針を決定し、合併時に身分を失う臨時及び嘱託職員には、旧制度における退職報償金を既に支給していること、新町において新たに臨時及び嘱託職員を任用するに当たっては、退職金を支給しないことを含めた勤務条件にあらかじめ同意していることなどから、新たに退職金に関する制度を設けずに現在に至っております。

一方、ホームヘルパーなど訪問看護関連職種などに対しましては、人材確保の観点、資格保持者への配慮などから、平成19年度に初任給を見直した上、在任職員に対しても所要の措置を講じたところであります。加えて、国の追加経済対策として、介護職員処遇改善交付金が創設され、業界全体で介護職員1人当たりおおむね1万5千円の賃金の引き上げが期待されております。

しかし、当該交付金が2カ年程度の時限的な措置であること、政権交代の影響により今後の取り扱いが不明瞭なことから、平成21年度では嘱託ホームヘルパーを対象に一時金の支給により対応することといたしました。臨時職員、非常勤職員に関する国の動きに関しましては、ことし1月に総務省設置の地方公務員の短時間勤務のあり方に関する研究の報告書が取りまとめられ、公表されています。この中で臨時職員が常勤職員と同様の本格的業務に従事していることを初め、報酬水準や手当の支給、任用の長期化などが課題として取り上げられておりますものの、全国の自治体において、臨時・非常勤職員が多くなっている傾向に対しての答えや今後の方針を与える踏み込んだ内容にはなっておりません。総務省の今後の対応としては、臨時・非常勤職員制度に関する制度運用の考え方を今年度中に周知していくとされており、これらの動向をとらえつつ、適切に対応していきたいと考えております。

次に、本町が出資する公社などの財団法人では、任用期間が3年を超える正規職員に対して退職金支給規定を設けておりますが、臨時職員の制度の対象としてはおりません。

また、財団法人の正規職員と本町の臨時及び嘱託職員では、そもそも身分、勤務条件が異なりますことから、今のところその均衡に注目をいたしておりません。間もなく地方分権改革推進委員会から第3次勧告が政府に提出される見込みであり、さらに地方の裁量が拡大される一方、市町村にあっては、都道府県からの今以上の権限移譲が見込まれ、事務量は増大するものと見込んでおります。

他方、国は地方の財政状況の悪化を理由に、総人件費の抑制、適切な定員管理の推進を求めており、行政サービスの水準維持に係る具体的方策とサービス提供組織のあり方を考

え直す必要に迫られるものと考えられ、調査研究を継続し、時期に応じた人事制度の構築に努めてまいります。

続いて、2点目のご質問にお答えいたします。

瀬戸内国際芸術祭は、伝承されてきた民俗や祭り、芸能、風土記と現代美術、建築、演劇を交錯させ、瀬戸内海の魅力を世界に発信することで、地域活性化を目指す取り組みであり、安井議員のご指摘のとおり、住民の皆様の参画が成功のかぎになると考えております。

しかしながら、現時点では、中山地区では、家プロジェクトやインスタレーションが実施される予定で、ある程度しか確定しておらず、具体的な情報発信ができない状況でございます。これまで活動といたしましては、庁内において企画財政課、社会教育課、商工観光課から成るプロジェクトチームを設置し、地元であります中山地区との橋渡し役として、北川フラム総合ディレクターの地元説明会や2回開催されました公募アーティストの現地見学会など同行するとともに、空き家やトイレ、地域イベントなどについて調査協力を行っております。それ以外にも中山地区自治会や中山農村歌舞伎保存会との連絡を密にし、情報提供に努めるとともに、県から依頼事項をお伝えするなどしておりますが、中山地区の皆様には、各種の提言をいただくなど大変なご理解とご協力をいただいているところでございます。今後の予定につきまして、10月25日開催の1年前イベントで、参加アーティストや提案内容などある程度発表されるようでありますので、それを受けまして、中山地区の皆様には、直島視察などにご参加いただくとともに、アーティストの受け入れ、農村歌舞伎の実演指導、ワークショップなどにご協力いただければと思っております。

さらに、小豆島町には、全国に誇れる地域資源が豊富にあることから、芸術祭を目的に島を訪れる皆さんに、町内各所に足を運んでいただけるよう、作成を予定しております石彫作品マップなどを活用するとともに、芸術祭期間中の開催を予定しております石のシンポジウムなどの各種イベントの連携方策を検討してまいります。あわせて、芸術祭の内容が決定され次第、住民の皆様に対する広報活動も積極的に行ってまいりますので、住民の皆様には、ぜひおもてなしの心で来町者をお迎えいただければと思っております。

最後に、不法投棄やごみ放置への取り組みでございますが、これは言うまでもなく大変重要なことでもありますので、巡回パトロールなどにより不法投棄防止に努めますとともに、平成19年4月に制定いたしました小豆島町みんなでまちをきれいにする条例に基づき、引き続き環境美化に取り組んでまいります。ただ、ごみ問題への取り組みを瀬戸内国際芸術祭の機会に全国に発信してはどうかという点につきましては、イベント全体の趣旨

やイメージにマッチするとは思いませんので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 臨職のことですが、嘱託職員と単なる臨時職員とでは、ちょっと雇用の形態が変わっていると思います。嘱託職員の場合、その人が望むなら、その継続した雇用というふうなことを言われております。その点からいうと、ある程度職業というか、単なる臨時というふうな形でなく、長年の仕事というふうな形での雇用というふうな形になっていきますので、その辺は他の公社なりが採用するような退職金制度なりを考えていかなければならない部分があるのではないかなと思います。

それと、国際芸術祭でのかかわりですが、対象地区だけではなく、町民みんながそういうふうな芸術祭の開催時期やというふうなことをみんなで知って、ほかの観光客なりが来たときに丁寧なおもてなし、さっき町長のほうが言われましたが、おもてなしの心を持ってということは、そこまで把握しとらんかったらなかなか、何で、何でいうふうな形では対応ができないと思いますので、その辺の周知なりはよろしくお願ひしたいと思います。

ごみの問題、19年に設置した町条例などがあるというふうなことですが、いろんなところで観光地としてはふぐあいな部分に対して、なかなか町行政が踏み込んでいけない部分があるように思われます。その辺についても、ある程度解決していくというふうな方策をとらないと、観光地というふうな形の小豆島というふうなPRはできないのではないかなと思います。その辺お考えをお伺ひしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 安井議員の重ねてのご質問にお答えをさせていただきます。

法的に申しますと、非常勤職員というものしかないんです。本町の場合は臨時職員、嘱託職員というふうにあるいは日々雇用というふうに分けておりますが、おっしゃるように、うちでいう臨時・嘱託職員の業務名を見ますと、恒常的に必要と考えられる業務を代替しておる者、こういった人は大体嘱託職員と呼んでおります。それから一時的に生じた業務処理に当たる、本当の臨時的な臨時職員といったようなものまであるわけでございます。これは人員削減が言われる中で、弾力的に臨時的に生じる多様な業務でありますとか、短時間の業務に対応していくためのものですが、現状の運用、安井議員がたびたび指摘されるように、確かに制度の趣旨に沿わないといった面はあろうかと思えます。地方公務員法には、国のように、国には給与法第22条において、非常勤職員の給与ということで規定がございます。最低これだけの金を出しなさいよと、こういった規定が地方公務員法にはないものですから、そういった非常勤職員の給与は自治体がそれぞれに定

めておる状況でございます。この8月末にも嘱託ヘルパーが1名退職をいたしました。本町の今出しております報酬よりも5万円ほど高い民間のほうへ流れたということでございまして、こういったことから、行政の一般事務を手伝っていただいております非常勤職員の方と民間事業所と同じように事業としてうちの特別会計でやっております事業の中の嘱託職員とは、おのずから違うと思います。今国も政府を挙げて非常勤職員のことについて取り上げております、町長答弁にありましたように地方公務員はもとよりですが。国にも12万人の非常勤職員がございまして、この取り扱い方について政府も考えております。これはうちの一般行政職のお手伝いをいただいております方々はこの方向を見たいと。ただ民間と同じように業務として行っております、特に福祉職の職員については、これは考える必要があるのかなというふうに考えてございまして、厚生労働省が平成20年に賃金構造基本統計調査を行った結果に基づきまして、本町の介護事業所に勤務する介護士、ケアマネ、ヘルパーの現在出しております賃金、給与を比較いたしましたところ、嘱託ホームヘルパーは低位にあるということは明らかでございますので、町長答弁のように、担当課におきまして処遇改善について検討いたしておるわけでございます。交付金事業ということで、政府が変わりますと、扱いがどう変わるかわかりませんが、基本的に低位にあるということは間違いございませんので、本年度は交付金を当て込んでの3月の一時金で対応して、次年度以降は、本俸での昇給といたしますか、処遇改善をしてあげる必要があるのかなということを考えておるところでございます。あわせて一般行政職と切り離して介護事業所、介護事業課長から答弁するほうがよいかと思いますが、民間事業所と同様に事業所として、香川県民間社会福祉施設振興財団の退職手当共済制度に加入できないものかどうかということで今担当課のほうでは問い合わせし、研究をしておるところでございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） ごみの問題でございますけれども、町内の不法投棄については、当課も非常に頭を痛めておるというのが現状でございます。そういう中で18年には、町長答弁いたしましたように、小豆島町みんなでまちをきれいにする条例を制定して、この中で町民、事業者の皆さんも一緒になって町内の環境美化の促進を図ってまいりたいということで条例制定をいたしております。不法投棄の多い場所につきましては、投棄禁止の看板を設置をさせていただいたりもしておりますし、今般協議が進んでおります高松の広域圏の中でも不法投棄の問題を広域圏として対応していこうということで協議が進んでおりますので、我々としても今以上に、町民の皆さんの啓発も含めて対応をしま



いりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 小豆島町というふうになって4年目を迎えようとしておりますが、やっぱりそこに働いている人の処遇なりいうんは、早いうちに決めてあげるいうんが一番ベターな方法かなと思いますんで、介護職、民間との競合なりがあって、なかなか職員を確保できないというふうなところに関しては、それなりのことをやってもらって、また嘱託職員であっても、長年使っていくいうふうなことの立場から、慰労金というふうな形の性質上あると思います退職金制度なりもある程度活用していただきたいと思います。

それと、ちょっと話が外れてしまいましたが、ごみ問題も条例であるからというふうなことではなくて、ある程度町民の皆さんにこういうふうな条例がありますということで啓発なりに努めていくことが、不法投棄なりの軽減に寄与すると思いますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 次、1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は離島振興地域指定に向けてを質問させていただきます。

日本国内は6,852の島により構成されています。このうち本州、北海道、四国、九州及び沖縄本島を除く6,847の島が離島であり、これらのうち離島振興法に基づき規定された振興対策実施地域に含まれる有人離島は261の島であります。人口43万4,000人、関係市町村数は110です。現行の離島振興法は、昭和28年に議員立法により制定されました。その後内海離島指定基準が昭和32年に決定し、平成15年4月に5回目を改正し、延長されています。香川県内では、3地域21の島、5市町であります。県内で新しく追加指定があったのは、平成12年12月15日直島諸島地域が追加指定されています。離島振興対策実施地域の内海離島指定基準は、昭和32年6月14日に決定し、その内容は、1、本土との最短航路距離がおおむね10キロ以上、2、定期航路の寄港回数が1日おおむね3回以下、3、人口おおむね100人以上です。そこで、離島振興対策実施地域指定基準に直島を当てはめると、航路距離4.8キロ、定期航路20回程度、人口3,476人で、指定基準の3分の1であります。小豆島はどうであるか。航路距離22キロ、定期航路80回程度、人口3万2,000人で基準の3分の2である。その他の島々を調査した結果、大半が指定基準を満たしていないにもかかわらず指定を受けているのは、法の規定ではなく、いわゆる運用基準で柔軟性があるものと考えられます。このたびの高速道路通行料金値下げとの関係についてはどうかと思いますが、昨今の社会環境の激変をどう見るか、島の基幹産業は、海上交通で大消費地への

運送はよい条件を有していたが、今回の料金引き下げは、致命的な打撃を受けざるを得ないと懸念されます。

また、離島航路整備法による航路補助の認定は難しい状況の中、現状では過疎特措法による中山間地域への助成であり、離島振興対策実施地域への取り組みは、直接島をターゲットに港湾整備、漁港基盤整備、環境対策などに手厚い優遇措置があるので、ともどもに必要不可欠です。さきに述べたように、指定基準を満たしている島は少なく、そもそも運用基準も昭和32年に決められたもので、現在の社会情勢から乖離されている。離島指定のメリットは、インフラ整備について手厚い助成が受けられるとともに、離島の仲間に入り、生きる覚悟と存在感を示し、訴える事柄が明確になり、島の一体化に寄与することができます。離島振興対策実施地域指定に向けて、土庄町と小豆島町ともに島を挙げて運動を展開すべきと思いますが、いかがですか。以上。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 1番秋長議員のご質問にお答えをいたします。

まず、離島振興法の概要についてであります。秋長議員もご承知のように、昭和28年に議員立法により制定された後、5度にわたり期限の延長され現在に至っており、現行法は平成24年度で期限切れとなります。また、離島振興法に基づく香川県下の離島振興対策実施地域は、直島諸島、塩飽諸島、伊吹島の3地域21の島で、5市3町となります。小豆島周辺では、土庄町の豊島、小豊島が昭和32年、直島が平成12年に指定されております。直島3島のうち屏風島と向島の2島は昭和39年に指定をされております。ご質問の趣旨は、小豆島においても離島振興対策実施地域指定に向け、積極的に働きかけ、地域の振興を図るべきでないのかということかと存じますが、その要件はご指摘のように、内海離島の場合、定期航路の寄港回数が1日3回以下で、本土との最短航路距離が10キロ以上、人口が100人以上とされております。このような中、平成2年ごろに旧池田町がふるさと村を整備するに当たり、離島振興法の適用について県に要望したようですが、航路の運航回数が多く対象にはなり得ない。また、当時130万人を超える観光客が訪れていたことから、島のイメージダウンになりはしないか、他の2町との協議をしているのかということで、本格的な協議には至らなかったと聞いております。その後の平成12年に指定された直島につきましては、1日の寄港回数は高松航路が6便、宇野航路が20便の合計26便、季節便を除いてありますが、にもかかわらず指定を受けていることから、秋長議員のご指摘のように、この要件は必ずしも厳密なものではないと思われ、この要件にまさる他の要因があったのではないかと想像されます。

一方、小豆島につきましては、昨年岡山の高速艇を中心に8便が減便されたとはいえ、1日に80便を超える定期航路を有しており、離島振興対策実施地域としての指定要件を大幅に上回っておりますことやさきに申し上げました旧池田町時代の状況を勘案いたしますと、指定される可能性は極めて低いと思われます。

しかしながら、離島振興法が小豆島に適用されれば、公共施設などの整備など今後まちづくりを進める上で、補助率の嵩上げなど財政面では多くの有利性があります。また、島を対象とした地域振興法であり、島特有の課題への対応に大変有効であると思われますので、今後地域指定に向けて研究を進めてまいりたいと考えております。

また、地域指定に際しましては、小豆島全域を対象にすべきと考えておりますので、土庄町とも十分な意思疎通を図りつつ、共同で取り組まなければなりません。

また、行政のみならず産業界を初め官民が一体となった取り組みや地域としての機運の高まりも必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、離島振興法が適用された場合の有利性とあわせて秋長議員もご質問の中で離島振興法とともに必要不可欠であるとされております過疎法の動向などにつきましては、担当課長から答弁をさせます。あと企画財政課長から答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） それでは、離島振興法の適用による有利性と過疎法の動向等についてご説明を申し上げます。

まず、離島振興対策実施地域として指定された場合の支援措置でございますが、財政面では、海岸、道路、港湾、教育施設、農業農村、森林環境、水産基盤などの各般にわたる整備事業におきまして、通常の補助率3分の1が2分の1、また2分の1が10分の8というように補助率の嵩上げ措置が設けられております。そのほか税制上の措置として、地方税の課税免除または不均一課税に伴う特別措置などがありますので、地域にとって大きなメリットがあることとなります。このように離島振興法自体に補助制度はございません。正確には、この法の関連法や他の法令による補助や補助率の嵩上げを受けることが可能となります。例えば、離島航路整備法では、離島航路の赤字部分に対して補助がなされております。したがって、航路支援措置については、主に赤字に対する補助でありますので、各航路とも黒字で運営されております小豆島の現況下では、航路の補助は対象とはならず、また赤字になったとしても、その補てん措置であるため、運賃の値下げにつながるものではございません。

しかし、その他の面におきましては、補助率の嵩上げ等の支援措置がありますので、地

域振興を図る上で、財源の確保や税負担の軽減などそのメリットは大きいと承知いたしております。

また、離島振興法の適用におけるデメリットにつきましては、基本的にデメリットはほとんどないと考えておるところでございます。法の制定時には、観光面にとってマイナスイメージになるということで働きかけを行わなかったと聞いておりますが、現在本町は、全域が過疎地に指定されており、名称からいえば、むしろ過疎地指定のほうがよりマイナスイメージが強いのではないかと考えておるところでございます。

しかし、多くの団体が過疎地指定を受け、過疎債が発行できるという大変有利な財政措置が講じられておりますので、名称が与えるマイナス面よりもプラス面のほうが格段に大きいと思われまじし、離島振興法につきましても、同様でないかと考えておるところでございます。

次に、地域振興関係 5 法の一つであり、本町の財政運営に大きくかかわります過疎法の最近の動きについてご説明を申し上げます。

この法律は、10年の時限立法として昭和45年に制定されたもので、その後名称を変えながら継続され、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、第4次の特別措置法ということになります。ご承知のように過疎団体に指定されますと、過疎債の発行が可能となり、充当率100%、元利償還額の70%が交付税に算入されるという大変有利な財政措置が受けられることになっております。現行法は平成12年の制定から来年3月末で10年が経過し、期限切れとなりますが、さきの自民党政権下では、既に第5次制定の方向性としてその内容案が示されております。現行法との大きな変更点は、従来のハード事業中心から各種ソフト事業や基金の財源としての適用など起債対象範囲が拡大されており、過疎団体にとってはより有効な活用が期待されるものでございます。ただし今般、政権が自民党から民主党へ移ったことにより、過疎新法が制定されるのか、またその内容がどうなるのかは、現時点では流動的な状況となっております。

しかしながら、この動向いかに本町の財政運営に多大な影響を及ぼしますので、引き続き10年間の特別措置がなされるよう全国過疎連盟などを通じて働きかけてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、新法制定に向け、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上で離島振興法の適用による有利性と過疎法の動向等についての説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） 1 番秋長議員。

1 番（秋長正幸君） ただいま大体のところ比較いろいろな中身でございますが、離島

振興についての議員各位の理解をいただいたんじゃないかと。その中で、特に私が調べた中では、離島振興をしていけたときに、今説明がありましたように、過疎債では2分の1の助成、交付制度等々の中で、離島振興を受けた後でも過疎債が利用できるとか、また今我々合併して合併特例債がその後使えるとか、ほとんど財政的に地元での負担がほとんど要らないということで、こういうことを考えたときに、やはり離島振興というのをやはり母体に置いてこれから島の将来についての検討をぜひ持っていただきたいなと。そこで町長のほうからは、研究を進めていくというようなことでございましたが、私からは、これは島全体の今のことを考えてみますと、さきの選挙でもそうでしたが、航路の半額助成をしようかというような国会議員の先生もおりました。また一方では、離島振興法を先に小豆島町と土庄町を手を合わせてまず申請を出してくれと。それに対しては全力を挙げてこれに対しての支援をしていきたいという代議士もおります。ぜひこれは法では今まで決定されていない、またいろいろ運用基準の中で政治的な動きが多分にあったものというふうを考えておりますので、ぜひこれから小豆島の課題、特に航路問題、また小豆島全体では環境での終末処理の問題等々についてやはり研究をしていただきたいなと思っております。そこで、町長に再度これの提出について、再度検討をしていただけるかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ただいま1番議員から再質問でございますが、小豆島が離島であるというハンディについて、これを何とか排除していく政治的に働きかけをしていかないかんのやないかということでございます。これらにつきましては、前向きに検討をさせていただきまして、またいろいろな政治的にもいろいろ問い合わせをいたしまして、前向きに取り組んでいきたいこう思っております。それで、最近よく小豆島は運賃コスト、航路の運賃ですね。ハンディがあるやないかということで話題になっておりますし、また非常に頭の痛い問題でございまして、つい7月12日ですが、金子大臣が小豆島へ来られたときにも、航路の運賃補助について陳情を申し上げました。それも地方整備局の局長さんが、このときに町長、お願いしたらどうですかというようなことでグッドタイミングでお願いをいたしましたら、隠岐島も海上は国道であると。隠岐島からも問題出ているので、小豆島もちょうど一緒に申し込んでくれたら前向きに検討しますとこういう回答をいただきました。それらにつきましてこれから国のほうに向かって積極的に働きかけていきたいこう思っております。もちろん土庄町と一緒に小豆島一丸となって取り組んでいきたいこう思っております。

議長（中村勝利君） 1 番秋長議員。

1 番（秋長正幸君） 前向きな姿勢での答弁をいただきました。

1 つだけこういうことがあるということをお願いしておきたいんですが、過疎債の申請とこの離島振興法の申請のいろいろな事務的なことをちょっと調べてみますと、ほとんど変わらない申請というふうに聞いておりますが、担当課長さん、いろいろ調べておるかと思いますが、ぜひ提出の方向で、土庄町もあわせて恐らくこういうお願いを議会または執行部のほうへしていくというふうに聞いておりますので、ぜひ歩調を合わせて全島挙げて取り組んでいただきたい、このように思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、11番渡辺議員。

1 1 番（渡辺 慧君） 私は次の2点について質問いたします。

まず初めにですが、新型インフルエンザに対する対応についてであります。

8月29日付の朝日新聞の報道では、厚生労働省の推計によると、国民の2割が発症すると想定され、10月にピークを迎える可能性があると発表されています。県でも今月に入り対策本部会議を開き、流行が拡大したときの行動計画を改定し、治療を適切に行える医療体制などの整備を進めているようであります。本町におきましても、学校でも2学期に入り、また本格的な観光シーズンを迎える今、しっかりとした対策が必要かと思われまます。医療体制やワクチンの確保など現況と対策はどのようになっていますか。

2点目でありまます、潮干狩りが楽しめる干潟の回復についてであります。

ここ最近貝掘りに行っても貝がとれなくなった、どうなっているのだろうといった声をよく聞きます。かつては島の至るところに干潟がありましたが、埋め立てや護岸整備などにより減少し、限られた場所だけとなりました。そうした限られた場所ではありますが、最近とれなくなったということでありまます。原因はいろいろあるかと思われまます、みんなが楽しめる潮干狩り、何とかならないかと多くの人たちが願っております。町としてはどのような考えを持っておりますか。以上、お伺いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新型インフルエンザに係る本町での現在までの状況ですが、5月16日日本国内で初めての新型インフルエンザの発生が報告され、5月19日には、小豆島町新型インフルエンザ対策行動計画による本部会議を開催し、今後の対応につき協議いたしました。

また、本年第32回となるオリーブマラソン全国大会の開催についても協議が行われ、そ

の経過については、6月議会で答弁申し上げたとおりでございます。

その後、小豆島で新型インフルエンザの発生報告がありましたのは、新聞等で報道がございましたのでご承知のことと存じますが、8月14日大学生のサークルで、8月17日には保育園でそれぞれ集団発生がございました。その後報道はなかったものの、8月20日、8月21日、8月30日とそれぞれ発生が報告されております。このころになりますと、全国的にも集団発生の報告が続き、患者数も大きく増加したため、厚生労働省は学校の2学期再開を考慮し、もはや感染拡大期に入ったとして、感染拡大防止及び重症化の防止に関する8月25日以降の対応を発表したところでございます。小豆島町におきましても、島での集団発生とその後の発生状況から感染の拡大を防止すべく、9月号町広報には、感染予防のための注意事項についてパンフレットの折り込みをしております。

また、2学期再開後の集団感染を防止するため、学校、保育所、公民館、役場などの公共機関へ消毒器材の設置、マスク、体温計の配備等の補正対応を順次進めているところでございます。

また、9月1日には、第2回目の新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、県の改訂版新型インフルエンザ対策行動計画における市町の役割に基づき、再度小豆島町新型インフルエンザ対策行動計画及び業務継続計画の確認を行うとともに、状況確認の今後の対応について協議したところでございます。

次に、本町における医療、ワクチンの確保などの現況と対応についてであります。県の新型インフルエンザ対策行動計画によりまして、これらの業務は県の管轄となっており、医療供給体制については、抗インフルエンザウイルス薬の確保、医師会等の連携による医療提供の確保などにより、適正な医療の提供が行われる手はずとなっております。

さらに、県の補正対応として、抗インフルエンザウイルス薬や防護具などの追加備蓄、簡易検査キットの購入などが予定されておるようでございます。

なお、新型インフルエンザ対策は、厚生労働省でも予防、治療における方針など協議中の事項が多く、町の対応も定められないというのが現状でございます。今後情報の収集に努め、方針が示されれば早急に対応をいたす所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の質問についてお答えをいたします。

11番議員のご指摘のとおり、一昔前までは、シーズンが来れば内海湾を初め島内各所で海岸線に車の長い列ができるほど、島内外を問わない潮干狩り客のにぎわいが見られたものでございますが、最近では、主に土庄町の一部で潮干狩りが行われているのが現状であ

ります。全国的にアサリ貝の漁獲量は30年前までは約10万トンであったものが、最近では4.5万トンに激減している状況であり、その原因は乱獲、生息域の埋め立て、生息海域の水質環境悪化などと言われておりますが、正確にはわからない状況であります。香川県水産試験場によりますと、瀬戸内海においてアサリの天敵であるナルトビエイが、海水温の上昇のため生息数をふやし、深刻な被害をもたらしていること、また他の要因としては、親貝の減少による産卵量の減少、アサリのえさであるプランクトンの減少などが考えられるとのことであります。唯一香川県下では流下物が豊富で、アサリの生息に適した春日川下流域でアサリがふえつつあることから、島内のアサリの減少は全体的に乱獲とアサリの生息環境の悪化など複合的な要因に起因していると推測されます。個体数の回復方法として、アサリの種苗放流が考えられますが、過去に県事業で実施したものの、投資効果があらわれず、現在では実施していないと伺っております。このようなことから、たちまち手を打てる方法が見当たらないというのが実情でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） インフルエンザに対してであります。いろいろ細かに検討されているようであります。香川県でもいろんな地区で今も発生しているようでありますが、今後とも十分に対応していただきたいというように思っております。

また、潮干狩りの件であります。先ほど答弁で高松の春日川のほうでふえているというような現象があるというようなことではあります。効果的な手だてというのは難しいかなというふうにも思いますが、担当課においても、こうしたふえているような状況のところを研究していただいて、今後も引き続いて勉強会といいますか、何とかふやせる方法を考えていただきたいと思いますが、ちょっとその点についてどうでしょうか。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（平井俊秀君） アサリの件でございますが、先ほど町長答弁にございましたように、アサリ貝の減少につきましては、これは全国的な傾向というふうに伺っております。ただいまご指摘の県下で春日川下流というところでの増加ということでございますが、これももうちょっと私ほうも詳しくまた県なりにお聞きして、その辺効果があるような方策があれば、また考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 私は2点のことについて問題を提出してあるんですが、1つ



は、新内海ダムの今後についてと、1つは、インフルエンザのワクチンの件なんですが、いずれも問題も17、16、15、14の方が質問をされましたし、先ほどは渡辺さんが質問されましたので、おまえはもう出てこんでもええちゃうんかということになっとなんですが、どうしてもお聞きしたいのは、私は草壁の人間ですけえ、ダムは安全・安心のダムが、私たち草壁、内海、小豆島にとっては夢であります。現有ダムの約8倍の貯水量を新ダム建設の本体工事については、きのう、きょう、あしたと国会のほうで自分の予想どおりにいかどうかわかりませんけれども、問題が話し合われると思いますが、先日の新聞によりますと、北原県の土木部長さんは、鳩山首相になっても、これまでの経緯を踏まえて、適切に判断をしてくださるであろうと心から思っておるというように話していました。先日も約260ミリのゲリラ豪雨があり、ダムのほうからサイレンを鳴らします、水を放水しますということで放送がされ、長い間水を流しました。草壁の人間にとっては、どうなるんだろうかなということで、放送の有無を耳を澄ませて聞くんですけども、なかなか放送が聞き取りづらくって、聞いておりません。今度のきょうの後にまた放送についての話があるというので楽しみにしております。260ミリといいますと、300ミリ以上が東さぬきですか、そこでありました。どっちにしてもゲリラ豪雨というだけあって、本当に物すごい雨でした。私たちは計画の行く末に非常の気をもんでおります。町長としてのご見解をお伺いします。

インフルエンザについて、新型インフルエンザは、鳥から豚ということで、非常に飛行機に乗ってやってきたんですけども、非常に流行がかなり激しい人数が、現在三千何百名という方が亡くなっておるわけなんです。ということで、いろんな行事や旅行が中止になりかけて、皆さんも大変気をもんでおられると思うんですが、ここの草壁公民館でも13日に敬老会がありました。二百数十名が集まったわけなんですけども、皆さん手を洗い、うがいをしいうことでスタートしたんですけども、インフルエンザとは非常にただもんではないようです。これについて私も受けたいので、非常に順番があるようなんですが、それについてまたお伺いいたします。どうも。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番議員新茶議員のご質問にお答えをいたします。

新しいダム本体の建設工事の予定ですが、香川県は7月10日に一般競争入札の公告を行ったところでございます。開札は9月10日でございます。その後総合評価を実施するなど必要な手続を経て県議会で議決をいただき、本契約を締結し、年度内には本体工事に着手する予定と伺っております。当事業は議員もご承知のとおり、旧内海町民の8割以上の

推進署名をいただいておりますし、各企業や東部地区労働組合さんからも推進署名をいただいております。住民一体となって行っている事業でございます。

また、これまでも住民の皆様方に事業説明会や公聴会などにおいて説明に努めてまいりました。この趣旨が受け入れられずチラシの配布や署名活動が行われていることはまことに残念であります。

また、本年2月6日の事業認定告示後、土地収用法に基づく立入調査を実施し、7月27日付で香川県収用委員会へ収用裁決申請、明け渡し裁決申請を行い、同委員会は、8月31日に裁決手続の開始を決定したところでございます。内海ダム再開発事業は、先ほど申し上げましたが、旧内海町民の8割の推進署名や商工会、労働組合、各種団体からの推進要望があり、地元の総意としてダム建設が熱望されております。このため町としましては、災害に強く安全で安心なまちづくりをつくるためにも、一日も早い新内海ダムの供用開始を目指しているところでございます。今後とも香川県ともども事業の着実な推進に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様のお一層のご指導、ご支援をいただけますようお願い申し上げます。

なお、2点目の新型インフルエンザワクチンに関する質問については、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 12番新茶議員の2点目のご質問にお答えします。

新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、9月4日現在、厚生労働省ホームページで素案が示されている段階でありますので、素案の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、新型インフルエンザワクチン接種の目的でございますが、新型インフルエンザウイルスの感染による死亡者や重症化の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することとされております。

また、ワクチンの接種につきましては、確保できるワクチンの量が限られており、一定量が順次供給されることから、優先的に接種する対象者を定めるべきであるとされております。現在、素案で第1優先とされておりますのは、インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者で、次いで妊婦及び基礎疾患を有する者としており、基礎疾患を有する者の中でも1歳から就学前までの子供の接種を優先としております。次に、1歳から小学校就学前の子供、その次に、1歳未満の子供の両親の順となっております。

なお、小学生、中学生、高校生、高齢者についても優先的に接種することが望ましいと

されております。

一方で、ワクチンの確保につきましては、早急に国内産ワクチンの必要量を確保することや不足分は海外からの緊急輸入により一定量を確保すること及びその安全性の確認等について示されております。最初に申し上げましたとおり、現時点では素案の段階で決定事項ではありません。今後ワクチン接種に関する詳細が決定され、住民の皆様にも周知すべき事項が明らかになった段階で早急にお伝えしたいと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

なお、本日午前10時から県庁におきまして、担当者会を開催しておりますので、周知事項等がありましたら、早急に周知したいと考えております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 私は本日実はつえを持ってくるのを忘れてしまって、おまえ、つえがのうても大丈夫か言われたんですが、頑張ってもらおうということ、実は今席にはいないんですけども、藤沢良雄君を思い出しました。彼はこのダムのことについては、非常に燃えておりました。それで私と話した中に、ちょっとちょっと待て、まだ早いんじゃないかなというように、非常に気を使っておられました。それで、7月の国交大臣が来られたときに、推進を求める住民の声に対し、安全を考えるこのままの装置をこのまま放置することは許されない。必ずつくるようにいうたよ言うたら、新茶、きょうそういう議会があるんだしたら、おれも頑張るとということで、実は千の風になって彼のことをそういうように聞いたんです。彼も祈っております。上から死んで物は言えんけれども、残ったみんなの必ず見守っておるから、皆によろしくという声は聞こえなんだけれども、そのように言うておりました。どうも済みませんでした。ありがとうございました。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。2時15分再開。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 私は小豆島町の学校教育、社会教育全般において、日本国の国旗、国歌についてどのようなスタンスを持っているかということをお聞きしたいと思います。

国旗、国歌いうたら、国会でやれっていわれるかしれませんけれども、この問題は小豆

島町の子供たちの教育の直接かかわることですので、質問をします。

ことしの8月、選挙の途中ですが、8月8日、鹿児島において民主党の候補が開催する集会で2枚の国旗、民主党の党旗というのは存じやと思いますが、日の丸がこう2つひっついております。その真ん中は白いんですけど、ちょっと抜けとんですが、その党旗を作成したのはだれか知りませんが、日本の国旗ですな、国旗を半分のところを切って、それをひっつけて党旗をつくったと、これ自民党のある方が鳩山さんに質問すると、党旗を大切にする余り、国旗を2つに切ったと、こう証明されました。国旗が大事か党旗が大事か、大体このあたりを判断していただきたい。国を預かる者だったら、そのあたりはわかっていたらいいと思います。

国旗、国歌に敬意をあらわすのは、国際社会のいわば常識です。我が国には国旗及び国歌に関する法律というのがございます。公布されたのは平成11年8月13日、法律第127号、法律がございます。学校教育においては、文科省が指導要領の中の第5章特別活動というところに3という項目がありますが、そこで、これは小学校の指導要領も中学校の指導要領も同じでございます、同じところに書いてあります。どのように書いとるかいいかと、国旗、国歌を指導することと書いてとります。教育は小豆島町を支える大切なものであります。教育は憲法にも法律にもうたわれておりますが、あくまでも子供たちにとっては中立でなければいけません。ところが、国旗を上げない、国歌を歌わない、もうそういう党もございます。住民案外知らんのやないかと思いますが、そういう党も現実におるわけです。民主党が政権をとりましたから、果たしてどういうふうになるかわかりませんが、町として学校教育、社会教育全体で法律で定められておる国旗、国歌をどのようなスタンスで、子供たちもそうですし、一般住民に指導していくかと、そういうことをお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番新名議員のご質問にお答えをいたします。

申し上げるまでもなく日本国並びに我々国民の一体感の象徴であります国旗、国歌に敬意を表することは、当然のことでありまして、ご指摘の事件につきましては、私自身まことに遺憾に思うところでございます。

なお、6番議員さんの質問は、国旗、国歌に関する本町の教育スタンスについてでございますので、詳細は教育長から答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 6番新名議員のご質問にお答えをいたします。

新名議員ご指摘の民主党が8月8日に鹿児島県霧島市で開いた集会で、2枚の国旗を切り離してつくった民主党の旗を掲げた問題でございますけれども、その後8月17日に行われた党首討論の中で、麻生総理や鳩山代表に対してこの問題を追及したことで、各新聞社の報道があったことで大きな問題となっております。このことにつきましては、私の考えを申し上げるのは差し控えますが、国旗は国歌とともに国と国民の一体感をあらわす象徴であり、6番議員も言われておりますように、国民として敬意をあらわさなければならぬものと考えております。正直このようなことがあったことは信じたくない思いでいっぱいでございます。

我が国の国旗、国歌については、ご指摘のとおり、国旗、国歌に関する法律で、国旗は日章旗として、国歌は君が代とするとされております。

また、先ほどご指摘のように、学校教育においては、学習指導要領第6章の3の3で、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導するものとされております。国旗、国歌に関する指導については、新名議員からもいわれておりますように、国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、子供たちが将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは重要であると考えております。学校教育において行われる行事にはさまざまなものがありますが、この中で入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となります。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導することになっております。

本町の学校・社会教育における国旗、国歌の実施状況を申し上げますと、入学式や卒業式、また成人式で国旗の掲揚と国歌の斉唱を行っておりますし、各学校の運動会や各地区で行う運動会等でも国旗の掲揚を行っております。

さらに、国旗及び国歌の指導については、小学校の社会科において、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること、また中学校の社会科では、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することは、国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮することとあります。

また、小学校の音楽科においては、国歌、君が代は、いずれの学年においても歌えるよ

うに指導することとあります。このような法のもとで、本町ではこの指導方針に基づきまして、学校において適正な指導に努めておるとしております。

一方で、社会教育の面では、国旗、国歌について取り上げる機会がございませんので、教育委員会として取り組むということは難しいものがございます。

しかし、小・中学校において適正に指導することにより、成人してからの国旗、国歌に対する思いを培うことになろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 民主党がもう圧倒的多数で64年の長い自民党の歴史に終止符を打って保守になるわけですけれども、この中にはいろんな労働組合というのが民主党の中には含まれております。例えば、先ほどこれ私の質問は国旗、国歌ですが、それに位置づけて言いますと、日教組というのがご存じだと思います。だれか大臣が、もう余り言うたもんで首になった大臣がおりましたけれども、この日教組というのは、教員の組合です。香川県は非常に少ないですけども、ここは日の丸は血の色かな。赤いアジア民衆の血の色、白は骨の色いうていうことをいうて日の丸は認めません。それで国歌についても歌いません。いろいろ裁判なんか、実際国旗、国歌問題は全国的にも裁判になっております。ほとんどの者が国旗、国歌を歌わないかんというので、勝訴しておりますが、中には一つぐらい負けたもんがあると思います、どういうふうに負けたかちょっと覚えておりませんが、こういうことがこの新しい政権には含まれてるということは、これは現実の事実です。本町を見ても、今教育長が言われましたけども、入学式それから卒業式というのは、子供たちにとってはもう最高に大事な場面です。ところが、残念ながら、来賓の中で歌わん人がやっぱりあるわけ。だれとは言われませんが、大体ご存じのとおり歌わんのです。それで果たして法治国家である日本の国の教育がなっておるか、そういう意味で今度政権もかわりますんで、小豆島町は大丈夫かいって国旗、国歌という質問をさせてもらったわけです。ぜひ法律で決められた国旗、国歌ですので、教育委員会としても、子供たちに正しく国際社会人として生きていくためには、国旗、国歌を大事にしないような国民が、世界で対等に御してはいけんということをしつかり社会科その他のいろんな行事を通じて、しつかり教育していただきたいと思ます。答弁は結構でございます。

議長（中村勝利君） 次、2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 失礼します。私からは、職員に各種資格取得奨励をということ

と、中山地区を地域観光の柱にということで2つほど質問いたします。

職員のほうですが、各課に関係するいろんな資格免許等があります。例えば、建築設計は建設、運転業務などは自動車整備、教育委員会でもスクールバスなんか運転するんであれば関係してきます。農業であれば毒劇物とか危険物とか、あと狩猟免許なんか被害を防止するのに必要だと思います。病院であれば医療事務、その医療事務自体を知っているのと知らないのでは役場の職員がする仕事いうんが大分変わってくると思います。事務系でいけばパソコン、英会話、英語検定などなどいろいろあります。各種資格者が小豆島町の各課に関連する資格を持つとる人がどれくらいおるんか、僕はわかりませんが、職員に各関連する資格を取ってもらいまして、各課の業務執行に順調にといいますか、スムーズに仕事が執行できるように役立てていただきたいとそういうことで、職員の方には、関連する資格を取れば、基本給に対してポイントを1つとれば100円なり200円なりの加算をします。昔JAでは毒劇物とか危険物では1つとれば基本給が幾らが上がると、そういうふうな制度があったんですけども、そういうふうな制度をつくりまして、職員のやる気といいますか、スキルアップを目指していただきたいと思います。

続いて、中山の地区のほうですが、中山地区は名水百選、農村歌舞伎、蛸、棚田、いろいろ要素を持っている古くからの地区でございます。鎌倉、室町時代からのいろんな伝説も伝わるほどの古い集落でもございます。集落の入り口には、現在では珍しい石づくりのトンネルなども残っておりまして、あれはわざわざトンネルはそのままあったんですけども、道を拡幅するとき、その石づくりの芸術といいますか、そのたくみを伝えるためにわざわざ横を切ってトンネルを残しているということでございますので、それを現在そういうふうな技術があったということをもっと観光なりの人に役立てて、こういうふうな昔の技術があったということをもっと披露していただきたいと思います。

それで、この地区全体を遊歩道などを整備しまして、周回できる自然公園にしてはという提案でございます。現実的には、まだ標識とか立て看板とかの整備、駐車場、それからここへ行ったら中山がすごくよくわかるとかという絶景ポイントですね、それとかボランティアガイドなんかを整備したらどうかと思います。

それと、農村歌舞伎ということで、県外の方がよくこっちのほうへ見に来られます。僕も、中山は上がっていく道の途中に畑がありまして、たまにそこにおったら車をとめて中山はどう行ったらいいんですかという、聞かれることがあります。年に二、三回ぐらいあるでしょうか、というんで真っすぐ道なりに上がって、角度的にはこの方向ですというて教えたりするんですけども、だからもっと詳しい地図なり何なりが観光客に渡るようになって

て、ほでそういうふうな、どんなにいうたらええんですか、パンフレットなりがあったほうがもっといいんじゃないかと思います。

それと、中山散策マップがあるということですが、余り通常の人には知らないというか、そういうこともありますんで、それと農村歌舞伎を月に一遍でも何でもええですけど、ある程度定期なりを、1年に1遍ではなくて常演するような計画といいますか、例えばそれは観光業者とのタイアップもあるんでしょうけども、人が足りなければ、肥土山の人も参加していただいて、そういうふうな計画を立案してはいかがかと思います。どうぞよろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番藤本議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目は、職員の資格取得を奨励し、業務に役立てるとともに、給与などの処遇面で配慮してはどうかとのご意見でございます。

2番議員がご指摘のように、職員が業務執行に必要な資格を取得することは、町にとっても有益でございますし、職員の資質向上につきましては、監査委員を初め各方面から指摘をいただいております。重要な課題と認識をすることでございまして、資格取得や資質向上を業務に役立てるといった基本的な考え方は、2番議員と同様でございます。民間企業では、業務に必要な資格取得を処遇面に反映することによってモチベーションを刺激し、個人及び企業としてスキルアップを図るといった事例も多く、小豆島町におきましても、介護福祉士、看護師、水道業務における2級管工事施工管理技士など、主に公営企業分野では業務に不可欠な資格取得を奨励し、介護福祉や看護師などその資格によってより高度な業務を行うものにつきましては、処遇面でも配慮しているところでございます。一般職の職員につきましても、業務に必要な不可欠な資格については、随時取得させることはもちろんでございますが、自治大学校や市町村アカデミーなどの中央研修、また香川県市町職員研修センターの各種実務研修などを活用したスキルアップを推進するとともに、平成20年4月に小豆島町職員自己啓発短期研修実施要綱を定めまして、職員みずからの希望による資格取得や研修の受講にも道を開いているところでございます。

しかしながら、一般職の職員は、官民癒着や汚職を未然に防ぎ、より公平な業務の執行を担保するため、ある程度の期間で職場を異動することが常であり、特定の資格を業務に永続的に活用することや処遇に反映することが困難な一面を有しております。こうしたことから、職員の資格取得や資質向上を奨励し、業務執行に役立てるといった基本的な考え方は変わりませんが、処遇面への反映につきましては、職種や業務内容によりケース・バ



イ・ケースで判断してまいりたいと考えるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中山地区全体を遊歩道で周遊できる自然公園に準備してはというご質問であります。ご指摘のように中山地区は、名水百選、農村歌舞伎、棚田、蛭など数多くの地域資源を有しております。

また、昨年は従来の名水百選「湯船の水」に加えて、国土交通省の島の宝百景に千枚田と農村歌舞伎が選定され、これに続いてことしの1月には、これら数多くの地域の宝が今なお息づく日本の原風景として、森林文化協会の日本の里百選にも選定され、1月6日付の朝日新聞において発表されたところであります。これらの受賞は、いずれも小豆島町といたしまして、中山地区の地域資源を全国にPRし、観光と接点を模索するため応募いたしましたもので、その第1段階といたしまして、これらの地域の宝を町歩きと兼ねて紹介するためのパンフレットとして、中山散策マップを作成したところであります。中山地区を観光の柱として遊歩道で周回できる自然公園に整備してはどうかとご質問ですが、日本の里百選にも選定されましたように、中山のすばらしさは連綿と受け継がれてきた原風景であり、昔ながらの里道や棚田、そこに暮らす人々の営みは、その象徴であります。あえて遊歩道など施設を整備するのではなく、棚田のあぜ道を歩きながら、豊かな自然やノスタルジックな里山の原風景を楽しんでいただければこそ、地域観光の中で中山のすばらしさが生きると考えるところであります。このようなことから、今後町といたしましては、町歩きと兼ねた地域の紹介や来年に迫った瀬戸内国際芸術祭の開催を視野に入れた効果的な情報発信などを通して、中山のすばらしさをPRするよう心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 私が資質向上で各種取得というような、さっきも言ったように、農業委員をしておりまして、農業委員さんに獣害の駆除に対して何らかの資格を持ってその退治をするということで、ここにおる秋長さんも後ろにおる井上さんも一緒に資格試験を取りに行ったわけです。ということで、進めるのであれば、その課の人でも極力持つってほしいなというところがあります。それと、それだけではなしに、建設やそっちのほうは、もともと技師で入っておる人がようけおりますから、それはそれでええと思うんです。だけれども、一般事務の人がぱっとかわったからいうて、ほな対応する人は、もともとが100%プロの人であって、ほでかわった本人だけが一番新米ということがあり得るわけですから、それでは一番問題があるということで、確かに一般職のかわった人は、かわ

った途端にすごい勉強するんだと思うんですけども、その一環として研修に受けに行くということと資格を取るということは全然違うんです。研修は行ったらええんであって、それは大した結果なり、採点はされることはないですから。だから、資格を取得するということが、一番本人が一生懸命になって勉強するということと僕は理解するんでそういうふうな話をしたわけです。

それから、中山に関しての話なんですけども、農村歌舞伎でしたら、商工観光になるか、社会教育になるんかわかりませんが、その辺のところは中山の人なりにご相談せないかんとは思うんですけども、その辺の今最初に質問したことに関してはどんなでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 1点目の件につきまして、重ねてのご質問にお答えいたしますが、ご承知のとおり役場の職員、職種によりまして、一定以上の資格を要求されるものとそうでないものがございます。町長から答弁いたしましたように、例えば准看護師で採用した者が看護師の資格を取得すれば、当然に初任給基準が異なるわけでございますから、処遇が変わるといったようなことはございますし、技能労務職の作業員として採用いたしました職員が、技師に必要とされる必要な資格を取れば、これは一般行政職への配置がえ 配置がえといえますか、職種を変えてあげるといったようなことで報いることができようかと思いますが、一般職の場合には、例えば私も持っておりますが、特殊無線技士のような防災行政無線をやる上では必ず必要な技士がありますが、こういったものをとったからといって、処遇を変えるわけではございませんし、私が病院におったときにも、知事が発行する調理師免許の上に厚生労働大臣が発行する免許資格がございます。これは調理師の指導ができるというもう一段上の資格でございます。一生懸命勉強してそれを取ってきた調理師がございましたが、それを取ったからといって、それがなければ働けない職場ではないといったことで、当時の総務課長に一切の優遇はできないということで措置をしておりません。そういったことで、資質の向上は住民サービスにつながるということは当然のことでございますので、どんどん取ればいいですし、最近のことですと、職員の中でマイクロバスの運転資格を取ってきたら、もう10人を超えましたけど、取ってきて給与に反映することはありませんで、むしろおいおまえ、あいとったらマイクロ運転せいというようなことではございますが、いずれも自己研さんといえますか、自分の財産というようなならえ方をしてもらっておるのが現状でございます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） まず、観光面でボランティアガイドクラブを利用してはということですが、現在ボランティアガイドクラブ、寒霞溪、それからオリーブ公園、映画村を中心に活動していただいております。そしてまた、ことし10月24、25に第3回の全国醤油サミットが開催されます。それでまた、今回研修の意味も込めまして、ガイドクラブの方、醬の郷のガイドのほうを研修していただきました。しかし、いかんせん醤油関係、専門的な部分が大変出てきますということで、恐らく今回のサミットについては、醤油関係の社長さんあるいは県の発酵食品試験場のOBの方たちにガイドをお願いするような形になるかと思えます。それで、中山地区につきましても、恐らく私ボランティアガイドクラブは、私どもが事務局をやっております。ボランティアということですので、大変ご苦労といえますか、ほとんどが休みの日に重なります。そういうような形での人材発掘が一つの課題となっておりますので、また中山地区に関してのボランティアガイド、そういうようなことを提案して検討してまいりたいと思っております。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 中山地区の農村歌舞伎の件でございます。こちらのほうにつきましても、今現在瀬戸内国際芸術祭の中で、オープニング前1年イベントの中で、レセプションの中では三番叟を披露していただくというようなことを今計画を予定をいたしております。そのほかにも来年度瀬戸内芸術祭の期間内に、何らかの形で農村歌舞伎の舞台を使ったイベントができないか、地元と調整を進めておる状況でございます。ただ歌舞伎本体は、年間何回も演じるというのは非常に難しいというふうに聞いております。やはり演じるためには、ある一定の練習が必要でありますので、ただ見せるだけでは、ちょっと地元の保存会のほうは、見せたくないというのもあるかと思っておりますので、そのあたり芸術祭に合わせまして、何らかの舞台を活用したイベントをということで、今協議中ということでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 中山地区の瀬戸内国際芸術祭のことですが、北川フラム先生が最初に参ったときに、私にちょうど10分間ぐらい時間があって、私と二人話したんですが、小豆島初めて来たんだと。小豆島では、日本の文化伝統、そういうものを取り上げていきたいと思うんだと。直島と違うんだと、こういうような意見を申されました。そこで中山の歌舞伎のいわゆるお妻の局の悲恋物語の劇の話をしました。そうしたら非常にそれにひかれて、去年来るはずやったんですが、その晩に急な大事な会ができて来られんという知らせがありました。一遍は見たいと。そこで、小豆島のメインは中山の歌舞伎と

千枚田を正面に出して小豆島よさを出したいと。こうして次は豊島だと、こういうようなお話をされました。そういう点で、また先ほどトンネルの話もしましたが、あのトンネルを生かして使うことを非常に興味を持つ女性がおるんで、その方に何かやってもらおうと。あのトンネルは非常にいいと、こういうような激賞されました。そういうことで、これからどのような形であらわれてくるかいうんは、この10月入ってくるとわかってくると思うんですが、多分そういう意味で、中山を小豆島の中心として芸術祭ではやると、こう私は信じております。

議長（中村勝利君） 次、8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は2点について町長に質問をしたいと思います。

まず1点目は、池田港の再整備についてでございます。

池田港の再整備につきましては、県に対しまして6月17日に、私の知る範囲では、初めて要望書を知事に対して出したところですが、その後の進捗とその後の対応について町長にお伺いいたします。

その後県と接触があったんでしょうか。町として何かアクションを起こしましたか。政権が変わった今、公共事業の削減が予測される今、一步前に進まないと思いますが、2町合併前に池田漁協と事業計画及び漁業補償について合意に至っております。町民との約束事でありますので、ぜひ早期着工をお願いいたします。

2点目でございます。坂下町長の来期の進退についてでございます。

町長の任期も議員と同様で、来春4月が任期となっていると思いますが、今醤油サミットや次年度予算等のある中で大変お忙しい中でございますが、忙しいのはともあれ、合併時の大事なときの町長であったとだれもが確信しているところですが、来期についての進退はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。以上、よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 8番井上議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の池田港の再整備についてでございますが、本件の今までの経過につきましては、むしろ私よりも井上議員のほうがよくご存じかと思っておりますので、省略させていただきますが、池田港の休憩バスにつきましては、県から池田港の改修事業が完了後において、休憩バス建設に着手したいとの約束回答をいただくとともに、平成16年度に概略の調査設計を実施いただいております。町におきましても、その後年月を要しましたが、18年3月に池田漁業協同組合と漁業補償の合意も得られており、事業着手への受け入れ態

勢が整っているところでございます。

以上のことから、小豆島町として、平成18年10月12日には、香川県に休憩バースの早期建設の要望を行っておりますし、その後機会あるごとに口頭ではございますが、要望を続けてまいりました。しかしながら、県においては、非常に厳しい財政状況の中、また高潮対策事業への予算配分などの原因から、休憩バースの早期着工は非常に難しい状況でございます。そのようなことから、小豆島の海上交通を展望し、地域振興を図る上で、池田港のさらなる振興を図るべく、本年6月17日に黒島県議、井上議員とともに香川県知事、副知事、土木部長、また香川県議会の議長、副議長など5名の方にもお会いして、休憩バースを含めた池田港再整備の要望を提出いたしました。このとき、またその後の県からの回答を簡単に申し上げますと、要望時に香川県知事からは、海上交通、陸上交通の交通体系検討結果を踏まえた上で慎重に検討すべきではとのご意見でございました。土木部長からは、国の補正予算もあるが、早期着工については困難であるとの大変厳しい回答でありました。しかし、知事にも池田港の再整備に関して要望の趣旨は理解をしていただけたのではないかと考えております。

要望後の対応でございますが、町ではことし8月に自由民主党香川県連支部連合会並びに自由民主党香川県議会議員会に、平成22年度予算に関する要望として、休憩バースを含む池田港再整備について要望いたしております。

また、県に対しましては、休憩バースやフェリーバースなどの要望後の考えを再確認いたしました。1つ、県も大変厳しい財政状況であり、早期の着工は困難である。2つ目に、休憩バース建設と高潮対策を比較して、高潮対策は必要性、緊急性が高いなど、残念ながら要望以前と回答内容は変化はございません。

しかしながら、香川県も休憩バース建設を約束していることは十分認識しておりますことから、町として今後も池田港再整備に関しましては、早期実現に向けて粘り強く要望を続けていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、2番目の私に対しまして非常に配慮していただきまして、私の進退をどうするかと、述べる機会を与えていただきました。大変その心に対しまして感謝申し上げます。ご存じのとおり来春4月が議員と同様に町長も任期でございます。合併時の大事なときの町長職を議会議員の皆様初め多くの町民の皆様に助けられまして、何とか今日まで務められてまいりました。そしてもうあと7カ月しか残っていないわけでございます。町政におきましては、都市と地方の格差進む中で、この地方の小豆島町なんかは非常に少子・高齢化、厳しい状況の中で状況性を皆さんと一緒にやってきたわけござ

います。合併をいたしました関係から、まず融和と財政の基盤づくりということに専念をいたしまして、昨年は、合併の2年目の平成19年度は総合計画を策定いたしました。そして20年の3年目には、小豆島活性化のためにオリーブ百年祭を開催いたしました。世界は不況でありましたが、マスコミが数多くこのオリーブ百年祭を取り上げていただきまして、小豆島は観光を初め活性化にある程度は寄与できたと思っております。

また、重要課題であります内海ダム再開発も予断は許しませんが、何とか前へ進んでおるとい状況であります。そして高潮対策もこれから取り組んでまいりますし、先ほど議会で出ました中山地区の活性化の問題、また三都半島、これから取り上げていくと、こういうような方向に向かって進んでおります。そして10月には全国醤油サミットをやる、ということでございます。そういう中で、ご承知のとおり私も皆さんのご協力によりまして今日まで続けてくることができました。住んでよく、訪ねてよいまちづくりのために全力で取り組んでまいったわけでございます。私の果たすべき責任は、まだまだ山積しておるわけでございますが、皆さんご承知のとおり、私も年齢も80歳にもうそこに届いております。身体の状況におきまして、やはり限界ということを知らなければならない年になりました。物事は始めるより終わるときのほうが難しいと、引き際が大事だということでございます。私も自分で己を知って百戦危うからずでありまして、私の状況も自分ではわかっておるわけでございます。そこで、きょうここで発表してええかどうかということをお私逡巡いたしました。まだ7カ月あります。仕事が山積しております。したがって、私はそれらに向かって皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますが、近いうちに私の進退を発表させていただきたいと。きょうは差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ひとつご理解を、篤とご理解を賜りたいと思っております。人事を尽くして天命を待つ、まさにその心境でございます、私は私で、私の人生は自分で決断をしなければならないと思っております。近い、すぐ近い時期に発表させていただきたいと思っておりますので、特にご理解をしていただきたいと思います。こういう機会を与えていただきまして、まことにありがとうございました。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） まず、1点目でございますが、今後とも粘り強く頑張っていくという答弁をいただきました。平成21年度の施策の大綱にも掲げておりました。これにつきましては、やるんだという文書でのはっきりしたことが打ち出されております。ぜひ粘り強くお願いをいたします。

たしか平成19年森口議員がこの問題に対しての質問をしていると思うんですが、やはり

答弁では、県がやっぱりお金がない時期なんで、県には要望していきながら、何とか前向きに検討していくような、というような答弁だったと思うんですが、これは合併時に何とか担当者の努力によって補償の締結ができたものでございます。ほごにされては当時の担当者にはちょっと気の毒かなと思いますので、ぜひ早く着工していただきたい、このように思います。

また、どうしても県、国から予算がつかないというようなことがございました場合には、ぜひ自主財源でもやる考えを持っていただきたいなど。過疎債等を活用していただければ、先ほどの企画財政課長じゃありませんが、過疎債は次年度に70%の交付要件があるというようなことでしたので、埋め立てをしないので、さほど大きな金額がかかるものではないとこのように考えますので、ぜひそのような方向でお願いをしたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 池田港につきましては、先ほど町長から答弁を申し上げましたように、県に対しましては、今後も粘り強く要望を続けていきたいとは考えております。

また、井上議員から町の単独でもやれないかというご質問でございましたが、これにつきましては、あくまでも県の管理港湾であるということ、またその中で、これは平成15年度の休憩バースの県の試算でございますが、平成15年度の段階で約1億7千万円という多額の費用がかかるということから、今後とも県の工事、または国の補助事業をいただけるような工事として実現に向けて要望を続けてきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） ぜひその方向でよろしく願いしたらと思います。

2点目の町長の今後の進退についてでございますが、話を聞いておりますと、もう後進に道を譲ってもいいなというような話し方だったので、私としてはそのようにとりたいたいと思うんですが、聞く範囲では、新人の人が1名か2名か名乗りを上げようかなというような方がいるようでございます。一部では全国から広く公募をしてはどうかという動きも出てきているようでございますが、そういったことで、新人が出るとなれば、6カ月ぐらいの期間は要るんでないかなということで、先ほどできるだけ早いときに結果を出したい、報告したいということでございましたが、話を聞いたら、後進に道を譲ってもいいなというような話し方だったと私は解釈するので、それでよろしいでしょうか。

議長（中村勝利君） 病院事務長より発言の申し出がありましたので、許可します。

病院事務長（莊野 守君） 先ほど15番鍋谷議員さんからのご質問の中で、手持ち資料がなくお答えできなかった未収金の人数でございますが、先ほど確認しましたところ、平成20年度に新たに増加した未収金の人数は60人でございます。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時04分

再開 午後 3 時15分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長より発言の申し出がありましたので、許可します。建設課長。

建設課長（岡本安司君） 先ほどの井上議員の再質問に対しての私の回答で、追加の説明を少しさせていただいたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

先ほど休憩バース約 1 億 7 千万円が平成15年度県の試算でかかると申し上げました。これについては、休憩バースのみの試算でございます。それで、今回は休憩バースを含めた池田港再整備ということで、池田港のさらなる振興を図るべくということで、休憩バースも含めた池田港の再整備の要望を出しておりますので、その計画になりますと、これは試算はしておりませんが、恐らく 1 億 7 千万円の倍以上の経費がかかろうかと思っております。そういうことから、今後とも県に対しまして、国の補助事業を取り込んだ上での事業実施というのを粘り強く要望を続けていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

~~~~~

日程第 4 報告第 1 2 号 平成 2 0 年度決算における小豆島町健全化判断比率について

日程第 5 報告第 1 3 号 平成 2 0 年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について

日程第 6 報告第 1 4 号 平成 2 0 年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について

日程第 7 報告第 1 5 号 平成 2 0 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について

日程第 8 報告第 1 6 号 平成 2 0 年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について

議長（中村勝利君） 日程第4、報告第12号平成20年度決算における小豆島町健全化判断比率についてから日程第8、報告第16号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率については、相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第12号平成20年度決算における小豆島町健全化判断比率の報告についてのご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率が算定されましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

なお、報告第13号から報告第16号につきましては、本町の3つの事業会計と簡易水道事業特別会計の資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第4、報告第12号平成20年度決算における小豆島町健全化判断比率について内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 報告第12号平成20年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。

普通会計における標準財政規模に占める実質赤字の比率を示す実質赤字比率につきましては、実質収支額が黒字となっており、財政健全化計画の基準値14.85%以上、財政再生計画の基準値20%以上には該当いたしておりません。

次に、公営企業会計を含めた全会計の実質赤字額や資金不足額が標準財政規模に対しどの程度の比率を占めているかを見る連結実質赤字比率につきましても、実質収支額等が黒字となっており、これも財政健全化計画の基準値19.85%以上、財政再生計画の基準値40%以上には該当いたしておりません。

次に、実質公債費比率でございます。昨年の決算においてもご説明申し上げましたが、

この指標は総務省が平成18年度から導入した新しい財政指標で、自治体収入に対する借金返済額の比率を示すものでございます。その特徴といたしましては、従来の起債許可制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への公債費繰出金も含まれ、各自治体の財務実態をより正確に把握できるとしております。平成17年度決算におきましては、ご承知のとおり、県下4市町が18%を超え、本町におきましても18.2%ということでその中に入ったわけでございますが、20年度決算では14.0%となり、4.2ポイント改善されており、公債費負担適正化計画の平成20年度の目標数値14.2%を下回っております。今後におきましても、毎年の起債発行額を当該年度の元金償還額以下に抑制するとの基本方針を堅持してまいりたいと考えております。

次に、将来負担比率でございます。この指標は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の比率を占めているかを示すもので、平成20年度決算においては7.1%となっております。これについては、財政健全化計画の基準値のみが定められておりまして、その基準値は350%以上となっております。基準値を大幅に下回っております。このように平成20年度決算において、健全化判断比率につきましては、すべてクリアできており問題はございません。

なお、監査委員の意見につきましては、3ページから4ページに記載しておりますので、ご参照ください。

小豆島町におきましては、今後もこの財政健全化法のお世話にならないよう、常に財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。以上、簡単ではございますが、平成20年度決算における小豆島町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） 日程第5、報告第13号平成20年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第13号平成20年度水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明をいたします。

お手元の議案集の6ページをお開き願いたいと思います。

流動資産16億5,159万9千円、この額は平成20年度小豆島町水道事業決算書9ページ、10ページをお願いしたいと思います。内訳につきましては、9ページの下欄でございますけれども、(1)の現金預金15億3,543万7,783円から(4)のその他流動資産の合計でございます。

流動負債1,505万1千円は、決算書の10ページ上から11行目流動負債の合計の数字でござい

ざいます。内訳は(2)の未払金1,455万1,050円と(3)の預かり金の50万円でございます。

議案の6ページに戻っていただきまして、(8)の16億3,654万8千円は、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余額であります。(10)の額4億9,707万500円は、決算書の営業収益の額から受託工事収益を引いた額で、内訳は(1)の給水収益と(3)のその他営業収益のうち消火栓の171万8千円と材料売却収益1万410円と広域からの公園管理負担金50万円、手数料の40万498円の合計でございます。

最後の欄の標準財政規模費の31.3%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模52億3,468万5千円に対する割合でございます。

以上のように、水道事業会計では、資金剰余額がございます。資金不足比率は、発生はしておりません。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

議長(中村勝利君) 日程第6、報告第14号平成20年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長(荘野 守君) 報告第14号平成20年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率の内容についてご説明申し上げます。

議案集の9ページ、公営企業に係る資金不足額等をお願いします。

表の上から5行目、(1)aの流動負債の額1億5,539万7千円、この額につきましては、決算書の貸借対照表8ページでございますが、4の流動負債の合計の額でございます。内訳につきましては、(2)の未払金の額1億4,825万8,705円から(6)の前受け金401万7,200円でございます。

表の中ほどの(3)eの流動資産9億3,704万5千円につきましては、決算書の7ページ、下から2行目、流動資産合計の額でございます。内訳につきましては、(1)の現金及び預金5億4,761万2,477円から(5)の保管有価証券の100万円でございます。

下の(8)の7億8,164万8千円につきましては、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余金でございます。

次の(10)の額24億352万5千円につきましては、決算書の5ページ、損益計算書の1、医業収益の額でございます。

最後の欄の標準財政規模費の14.9%につきましては、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模52億3,468万5千円に対する割合でございます。

以上のように、病院事業会計では、資金剰余額がございまして、たちまち運転資金が不足、不良債務が出るということはないと考えてございます。以上、簡単でございますが、

説明を終わります。

議長（中村勝利君） 日程第7、報告第15号平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（谷本広志君） 報告第15号平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について説明をいたします。

12ページの公営企業会計に係る資金不足比率等をお願いいたします。

1の流動負債1,142万3千円、これは決算書の貸借対照表でございますが、7ページ、8ページでございます。内訳は未払金1,092万2,755円とその他の流動負債の50万円でございます。

3の流動負債2億8,742万3千円、これは流動資産合計で、内訳は現金預金の2億4,088万1,898円と未収金の4,604万457円と有価証券の50万円でございます。

次に、8の2億7,600万円、この数字は流動資産から流動負債を引いた額で、資金剰余額でございます。

10の3億819万8千円、これは施設運営事業収益でございます。

以上のことから、資金不足比率は出てこないということでございます。

最後の欄の標準財政規模費5.3%、これは8の2億7,600万円が小豆島町の標準財政規模52億3,468万5千円に占める割合でございます。老健うちのみは、現在資金剰余額がございますので、当面急に資金不足に陥ることはないと考えます。今後におきましても、利用者の確保と経費の節減に努め、健全な施設運営に努めたいと考えております。以上、簡単ではございますが、報告第15号の説明を終わります。

議長（中村勝利君） 日程第8、報告第16号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第16号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計における資金不足比率についてご説明をいたします。

お手元の議案集の15ページをお開きください。

簡易水道特別会計は、一般会計と同様に現金主義会計で、企業会計制度を適用しておりません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払い繰り延べ事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって法非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算書では、歳入総額7,498万6千円の内訳でございますけども、決算書の1款の使用料及び手数料から9款の町債までの合計でございます。歳出総額5,698万6千円は、1款の総務費から4款の予備費までの合計であります。歳入総額から歳出総額を差し引き1,800万円の黒字でございます。簡易水道事業においては支払い繰り延べ、事業繰り越しはなく、また建設改良以外に充当させた起債もありませんので、黒字額1,800万円が資金剰余となるため、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第17号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について）

議長（中村勝利君） 日程第9、報告第17号専決処分の報告について報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第17号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起により、訴訟となった事案について、土庄簡易裁判所において和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当室長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の上程議案集の18ページをお開きいただきたいと思います。

報告第17号につきましては、本年6月議会において専決処分の報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされた町の債権に係る支払い請求であり、通常訴訟への移行後、土庄簡易裁判所において開かれた口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し双方合意の上、和解が成立したものでございます。債務者である■■■■氏につきましては、内海病院診療費を滞納していたものであります。本年6月22日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、滞納する病院診療費を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解しております。この和解により本事案につきましては、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告を申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第10 議案第56号 平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第56号平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第56号平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度小豆島町一般会計及び国保会計など8つの特別会計並びに水道、病院、介護老人保健施設の3つの事業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めますのでございます。

決算の概要につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） それでは、平成20年度小豆島町歳入歳出決算の総括について概要説明を申し上げます。

私のほうからは、決算書とは別冊になっております施策の成果に関する説明書の財政編によりご説明を申し上げます。そちらのほうをお手元にご準備いただけたらと思います。

説明書の2ページをお開きください。

一般会計の決算の状況でございますが、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値をもとに説明させていただきますので、一部決算書との乖離がございますことを先にお断り申し上げます。

まず、20年度の決算額は、歳入総額 a が77億7,110万円、歳出総額 b が71億6,290万5千円となっておりますが、平成20年度決算から後期高齢者医療広域連合について、別途決算統計を作成することとなり、当該統計との重複計上を避けるなど整合性を図るため、cの広域連合に派遣している人件費と広域連合からの人件費負担金953万9千円及びdの広域連合から受託して実施する健康診査費用と広域連合からの事業負担金387万5千円を歳入歳出からそれぞれ控除し、eの広域連合から補助を受けて実施した特別対策事業の費用と広域連合から受け入れた補助金15万7千円をこちらは歳入歳出にそれぞれ加算する必要が生じたので、普通会計の歳入総額 f が77億5,784万3千円、歳出総額 g が71億4,964万8千円となっており、形式収支が6億819万5千円で、これから繰越明許した事業の財源6,600万5千円と本年度から事業繰り越しとなった財源 k を差し引く必要が生じたので

で、決算統計における実質収支1が5億4,173万4千円の黒字となっております。

なお、事業繰り越しの繰越財源とは、ページの一番下に記載しておりますとおり、発生主義を加味した決算統計特有の繰越制度であり、具体的には、災害援護資金貸付金返還金の下半期分が該当いたしまして、この結果、一般会計における実質収支とは差異が生じております。前年度に比べますと、歳入が10億3,245万8千円の減、11.7%の減、歳出が11億4,892万2千円、13.8%の減となっております。実質収支のうち地方自治法の規定による基金繰入額3億円は、決算剰余金であります実質収支5億4,274万3千円の2分の1以上の額といたしました。単年度収支は、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で8,523万円の黒字となっております。この中には基金の積立金435万2千円、繰上償還金1億21万4千円、基金取り崩し額2億4,287万7千円が含まれており、実質単年度収支は5,308万1千円の赤字となっております。前年度が8億3,192万円の赤字でしたので、前年度に比べ7億7,883万9千円赤字額が減少したということになります。このように単年度収支、実質単年度収支ともに大幅に改善されており、合併後3年が経過し、落ちつきを見せている状況でございます。

しかしながら、単年度収支につきましては、決算剰余金の積み立てが大きく影響いたしますし、実質単年度収支については、その上に減債基金の取り崩しや積立金が反映されておらず、これらの指標で決算状況のよしあしを論じるのは、若干問題があると思われまます。現時点では制度的に確立してはおりませんが、今後におきましては、基礎的財政収支、俗に言いますプライマリーバランスによって単年度の財政状況を判断すべきではないかと考えておるところでございます。

参考までに申し上げますと、平成19年10月に新地方公会計制度実務研修会報告書で示された算定方法によって本町のプライマリーバランスを試算いたしましたところ、平成19年度が9億8,084万8千円の黒字、20年度が10億5,819万9千円の黒字となっており、直近年間を比較いたしますと7,753万1千円の増となっております。これは、平成18年度以降続いております合併支援効果によるものと財政の健全化に向け旧町時代から進めております人件費や地方債発行の抑制によるものと考えております。今後におきましても、合併算定がえの終了時期を見据え、将来における公債費負担の軽減に向け、減債基金の活用とともに、地方債の発行額を当該年度の地方債元金償還額以下に抑えるという基本方針を堅持し、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。以上が一般会計決算の状況でございます。

次に、説明書の3ページをごらんください。

科目別歳入決算額の状況でございます。大きく増減したものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入の柱となります町税で、3,029万1千円の減となっておりますが、他方地方交付税は1億4,109万7千円の増となっております。町税の減要因でございますが、株式譲渡取得に係る町民税の個人所得割が増加しているものの、昨年5月にセラヴィリゾート泉郷等が会社更生法の適用を受け、同社にかかわる法人町民税や固定資産税が未収となったことにより減となったものでございます。また、たばこ税も大幅な減となっております。

一方、地方交付税の増要因でございますが、地方再生対策費分が新規に算入されたことなどによって基準財政需要額が約1億円の増となりました。一方、基準財政収入額が約5千万円減少したことによりまして、普通交付税が1億5,844万4千円増加いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。6億38万9千円の減でございますが、これは内海中学校建設事業費の減に伴う交付金の減、国の合併支援の一環として10年間で交付されることになっておりました市町村合併推進体制整備費補助金の6割が、平成19年度に前倒し交付されたことによる減が主な要因でございます。

県支出金の1億731万4千円の減でございますが、後期高齢者医療保険制度の開始に伴い、基盤安定拠出金が4,064万5千円増加いたしました。また、国保の保険基盤安定制度負担金が942万2千円減となっております。また、交付期間が19年度で終了いたしました県市町合併支援特別交付金が1億円減少いたしました。また、19年度に執行された参議院選挙と県議会議員選挙の委託金が合わせて2,748万6千円皆減したことが主な要因でございます。

繰越金は2億7,273万4千円の減となっております。これは18年度と19年度の決算形式収支の差と財政調整基金積立金の差によるものでございます。

町債は8,100万円の減となっております。これは中期財政計画公債費負担適正化計画等に基づき、起債の発行額を毎年度の元金償還額以下に抑制することを原則とし、臨時財政対策債を発行しなかったことによるものでございます。以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出でございますが、5ページの性質別経費の状況により大きく増減したものについてご説明いたします。

まず、義務的経費では、人件費が1億46万6千円の減となっております。これは職員数

の減によるものでございます。

次に、公債費ですが、公債費償還のピークを超えたことにより、長期償還額は7,743万3千円の減となっておりますが、将来における公債費負担の軽減を図るため、金利が5%を超える21件、1億21万4千円を繰り上げて償還したことから、公債費全体では413万6千円の増となったものでございます。

積立金でございます。1億9,278万1千円の減となっております。これは平成19年度に補償金免除繰上償還財源として減債基金に積み立てを行いました。本年度は利子分のみの積み立てとしたことによる減でございます。

次に、普通建設事業費でございます。7億8,873万2千円の減となっております。これは内海中学校建設事業費の減等によるものでございます。以上が性質別の前年度との比較の主なものでございますが、これを目的別に見たのが、4ページの目的別経費の状況の表でございます。

なお、性質別経費の状況と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算状況の概要について、ごく簡単にご説明を申し上げます。

特別会計は、国保会計から簡易水道会計まで8会計でございます。形式収支、実質収支は、収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、国保及び国保健康保険診療所の2会計で赤字となっております。

次に、8ページの財政指標でございます。さきの報告第12号でご説明申し上げました健全化判断比率を初め個々の説明は省きますが、この中で経常収支比率につきましては、昨年より3.4ポイント改善しているものの、95.4%となっており、依然として高い数値を示しております。経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に税や地方交付税など経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、都市にあっては75%、町村にあっては70%が望まないとされております。このような中、昨年より3.4ポイント改善した要因といたしましては、経常一般財源の60%近くを占める普通交付税の増が上げられます。

また、一般財源を充当すべき経常的経費の4分の1以上を占める人件費につきましては、合併後の計画的な削減に努めておりますとともに、公債費償還のピークを超えたことから、その効果が数字となってあらわれております。

一方、歳入でもご説明申し上げましたが、自主財源の根幹をなす町税が、昨年に比べ3,029万1千円減少いたしまして悪化要因となっております。このようなことから、町税

の確保に努めることはもとより、地方消費税の見直しなど抜本的な税制改革がまたれるところでございます。ただし、分母に算入される臨時財政対策債につきましては、中期財政計画、公債費負担適正化計画等に基づき、将来の公債費負担の軽減を図るため、毎年の起債発行額を当該年度の元金償還額以下に抑えることを基本方針としており、平成20年度におきましては、臨時財政対策債を発行いたしませんでした。仮に臨時財政対策債発行可能額2億5,250万7千円を含めて経常収支費利率を算出した場合90.8%となり、町総合計画に掲げる平成24年度の目標数値90%に近づいている状況でございます。

しかしながら、財政の硬直化が進んでいることは明確であり、今後におきましても、中期財政計画等に基づき計画的な財政運営に努め、一層の経常経費抑制を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、地方債残高でございます。平成20年度末現在で69億7,270万5千円となっております。これは町債の発行の抑制、また平成19年度の地方財政対策の一つとして打ち出されました公的資金の補償金なしの繰上償還を平成19年度に続行した結果、前年度比5億3,985万4千円の減となっております。ただこの額は、平成21年度小豆島町一般会計当初予算額をわずかに下回る額でございます。決してよい状況ではございません。地方財政法においては、地方公共団体の歳出は、地方債以外の収入をもって賄うことが原則とされており、毎年度の予算編成方針におきましても、地方債の発行額については、当該年度の元金償還額以下に抑制することを大原則に地方債現在高を削減し、財政の健全化を図ることといたしております。

次に、債務負担行為翌年度以降支出予定額でございます。平成20年度末現在で5億861万8千円となっており、昨年度末に比べ4億5,253万3千円増加いたしております。これは防災行政無線デジタル化事業で3億2,703万4千円、植松都市下水路整備事業で1億4,112万円の債務負担行為を新たに設定したために増となったものでございます。

以上、決算統計の数値をもとに平成20年度決算の概要をご説明申し上げましたが、地方交付税への依存度が高い小規模自治体にあつては、今後さらに財政環境が厳しさを増すものと予想されます。このような中、政権交代という社会が大きく変化する時代を迎え、先ほど町長から答弁もありましたように、オリーブライフ小豆島をキャッチフレーズとする小豆島町総合計画の実現に向けまして予算の重点化はもとより、時代の要請に即応することが可能となる財政基盤の構築が急務であると認識いたしておるところでございます。夕張市のような財政破綻に陥ることによる最大の被害者は住民であるということを肝に銘じまして、財政の健全化を図るため、中期財政計画のフレームを厳守し、事務事業の効率

化、簡素化を初め住民の皆様の理解を得ながら、自助・共助・公助の原則に基づき、より一層効率的かつ効果的な行財政運営に向け、国、県からの合併支援が受けられる期間内に徹底した行財政改革を進め、各種の合併支援が終了した後も安定した行財政運営が持続可能となるよう財政基盤の強化に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 平成20年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明申し上げます。

小豆島町水道事業会計決算書の21ページをお開き願いたいと思います。

このページでは、平成20年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、経理につきましては、夏以降に降雨が少なく、水源である殿川ダム、内海ダムとも例年以下の貯水量で推移したことから、吉田ダム取水を増量して対応することとなりました。また、河川水等の利用などもあり、幸いにも渇水対策本部を設置することなく給水を維持することができました。年間総配水量は241万7,605立方メートルで、前年比2.2%の減となり、有収率は平成20年度は84.81%となっており、前年度を0.17ポイント改善をいたしました。

また、水道事業全体の改善計画を図るため、水道事業基本計画を策定し、安全かつ安定した給水に努め、健全な事業経営を確立していくこととしております。

次に、建設改良でございますけれども、内海ダム再開発事業の利水分負担金を初めダム関連でのかんかけ配水池移転事業、国道や町道の改良時期にあわせた配管の布設がえなど効率的な施工を心がけて工事を実施しました。

また、内海浄水場の管理本管について耐震補強工事を行い、地震時においてもライフラインの確保ができるように努めました。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収入での税抜きでの総収益は5億1,506万8,676円となり、このうち給水収益は4億9,445万595円ですので、前年度に対して1,163万7,628円の減となっておりますが、主に工業用の利用が景気後退のため減少したことが一因と思われます。

一方、事業費用は4億702万2,633円で、前年度の決算合計額と比較しますと306万3,201円減少しており、修繕引当金の計上を見送ったのが主な原因となっております。この結果、当年度純利益は1億804万6,013円となりましたので、このうち1億円を減債積立

金として処分する予定です。

次に、資本的収入及び支出については、3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

収入では、第1項企業債、第2項出資金、第3項補助金は、内海ダム再開発事業の利水分負担金などにかかわるものでございます。

第4項の負担金は、かんかけ配水池移転関連の香川県からの補償金が主なものですが、大幅な減につきましては用地交渉が難航し、工事に至らなかったものでございます。

第5項の水道分担金は、新規需要家の加入分担金でございます。

また、第6項の長期貸付金返還金は、吉田ダム建設時の小豆地区広域行政事務組合への貸付金に対する返還金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費は、主には内海ダム再開発事業関係にかかわるものでございます。

また、第3項は、過去に借り入れをしております企業債の償還金でございます。

この結果、支出の欄の枠下に記載をしておりますように、収入額が支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等から補てんいたしております。以上、簡単でございますけれども、概要の説明は終わります。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 平成20年度小豆島町病院事業決算について概要をご説明申し上げます。

別冊となっております決算書19ページをお願いします。

病院事業報告書に平成20年度における事業の概況を記載しております。(1)の総括事項にありますように、平成20年度の収益的収支につきましては、入院・外来患者数とも減少したことに伴い、また重油高などによる経費の増加によりまして厳しい経営状況にあります。

下の医療業務につきましては、入院患者数が延べ5万760人、前年度に比べ2,926人、率にしまして5.5%の減少、1日平均では139.1人となっております。外来患者数につきましては延べ9万5,802人、前年度と比べ8,152人、率にしまして7.8%の減少、1日平均では392.6人となりました。なお、23ページ、24ページに業務量につきましては詳しく記載しております。患者数の減少につきましては、外科、内科、眼科の常勤医師数の減少が大きな要因であると考えております。

その下設備につきましては、磁気共鳴画像診断装置、血管撮影装置、ボイラー設備など

高額な医療機器、施設等の更新を行っております。また、院舎の補修、機械器具修理につきましては、22ページの保存工事に掲載いたしております。

その下の経理につきましてでございますが、総収益は26億2,754万4千円、前年度に比べまして9,844万9千円、率にしまして3.6%の減収となっております。これに対する総費用でございますが、29億256万5千円でございます、前年度に比べ291万6千円、率にしまして0.1%の減少となっております。

この結果でございますが、本年度の収益的収支につきましては5ページの損益計算書、下から3行目に記載しておりますとおり2億7,502万700円の純損失を計上しております。

前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は28億9,053万9,229円となっております。

1、2ページに決算報告書の収益的収支が税込みで記載されておりますが、ただいまの説明と重複しますので省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページの資本的収支、税込みでございますが、ご説明申し上げます。

収入につきましては、施設、機器整備に係る企業債元金償還に対する一般会計からの負担金と機器整備の財源として借り入れました企業債、県補助金を合わせまして4億4,260万6千円となっております。支出につきましては、21ページの(2)の資産取得の概況に詳細を掲載しておりますが、医療機器の購入と企業債元金の償還で5億5,523万5,352円となりました。

この結果、収入不足額1億1,262万9,352円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額44万5,128円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,218万4,224円で補てんいたしております。以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中村勝利君） 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（谷本広志君） 平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算の説明をさせていただきます。

決算書の19ページをお願いいたします。

介護老人保健施設事業報告書でございます。1、概況の1、総括事項の業務でございますが、平成20年度の入所の年間利用者数は2万3,565人で、前年度に比べ618人の増、1日平均利用者数は64.6人で、前年より1.9人の増となっております。通所デイの利用者でございますが、年間利用者数が3,963人で、前年と比較して226人の増、1日平均利用者は

16.5人で前年より1.1人の増となっております。

次に、経理について説明をいたします。

収益的収支は、利用者の増により総収益が3億1,260万円となり、前年に比較し4%、約1,200万円の増となっております。総費用は約2億9,530万円、減価償却費などの減少により前年度と比較して0.6%、約186万円の減となっております。

決算書の5ページをお願いいたします。

この結果、損益計算書の下から3行目に記載しておりますように、当年度純利益は1,729万4,227円となりました。前年度繰越利益剰余金2,160万2,955円を加えた一番下の行の当年度未処分利益剰余金は3,889万7,182円となっております。

1、2ページに決算報告書の収益的収支を記載しておりますが、ただいまの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

次に、3、4ページをお願いいたします。

資本的収支について説明いたします。

資本的収支につきましては、収入が456万1千円、これは起債元金に対する5分の1の一般会計の負担金です。支出は建設改良費93万7,440円と企業債償還金の2,280万6,018円で合計2,374万3,458円、資本的収入が不足する額1,918万2,458円は、減債積立金200万円及び過年度分損益勘定留保資金1,718万2,458円で補てんいたしました。以上、まことに簡単ではございますが、介護老人保健施設事業会計決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第

1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。そこで、委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務常任委員会からは委員長と副委員長、委員から2名の4名を、教育民生常任委員会からは2名を、建設経済常任委員会から2名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務常任委員会からは委員長と副委員長、委員から2名、合わせて4名、教育民生常任委員会から2名、建設経済常任委員会から2名を選任するということに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各委員会を開催し、先ほど決定しました委員の選任をお願いします。なお、総務常任委員会は第4、第5会議室、教育民生常任委員会は議員控室、建設経済常任委員会は委員会室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時18分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務常任委員会からは井上喜代文議員、渡辺慧議員、藤本傳夫議員、中江正議員の4名が、教育民生常任委員会からは秋長正幸議員、新名教男議員の2名が、建設経済常任委員会からは植松勝太郎議員、村上久美議員の2名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長は、お手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時22分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に井上喜代文議員、副委員長に渡辺慧議員と以上のように決まりましたことをご報告します。なお、審査に当たりましては、監査委員にもご出席をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は以上のように決定しました。なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第11 議案第57号 防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約  
の変更契約について

議長（中村勝利君） 日程第11、議案第57号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第57号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約について提案理由のご説明を申し上げます。

防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事につきましては、平成20年6月25日開催の小豆島町第2回定例会において工事請負契約に係る決議をいただき、その後平成21年3月4日に小豆島町第1回定例会において工事請負変更契約に係る専決処分のご承認をいただいたところでございますが、今般再度の変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第57号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約の締結についてご説明をいたします。

町長から説明申し上げましたとおり、防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事の一部変更に伴い工事請負変更契約を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、予算の補正につきましては、さきの6月議会でご議決をいただいております。



内容につきまして、22ページの概要書をごらんいただきたいと思います。

変更契約で追加いたします額は、税込みで1,252万2,300円、変更後の金額は4億3,296万6,450円となります。

また、工期につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用し、平成22年度に予定をしておりました戸別受信機等の整備を21年度に前倒しすることから、平成22年3月31日までとするものでございます。

変更概要は列挙しておりますが、全国瞬時警報システムいわゆるJ-アラートのパラボラアンテナの追加、保健センター避雷針の電気抵抗不足による接地工事の追加、電波の弱い西中山、橘地区の再送信子局の追加、内海庁舎、福田出張所、田浦における連絡通話装置の屋内への延長、太陽の丘中継局の地盤強化工事、基地局無線室の防音など追加改修工事、庁舎近郊の公民館からの放送を可能にする2つの公民館への遠隔制御盤の追加、坂手屋外子局の移設工事でございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 変更概要はそれぞれ一から十までありますが、変更金額が1,252万2,300円、これの変更概要との整合からいって、どのように金額が配分されるというふうになるのか、教えていただきたいというふうに思います。

それと同時に、設計における関係で、この変更内容が当初の設計との関係でどうだったのかと。これだけの変更が追加なりあるいは改修になりというふうなことなので、その理由もお尋ねします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいま申し上げました内容で、まずは設計金額で申しますと、J-アラートパラボラアンテナの追加工事、それから保健センターの接地工事で54万5,568円、西中山と橘の再送信子局の追加が462万3,926円、これについては、当初電波が届くものと思っておりましたが、非常に弱いということで、一たん西中山、橘では、受けた電波を増幅しまして、そこから地区内に再送信するというものでございます。それから、遠隔制御装置2台の追加で577万7,328円、これにつきましては、当初ご説明をしたかと思いますが、今回は電話によって放送ができる、具体的に申しますと、自治会長さんに暗証番号をお伝えしておきますと、その暗証番号を使って自治会長さんが自宅から電話で録音をして本体の基地の機械を使って放送できると。もちろん柱からはできますが、いろんな方法をとっておりましたが、この面倒くささについて、やはり自治会長さんなりから

お話がございました。一々役場へ行かずともどこかから基地局をたたいて放送できるようにできんかということで、内海庁舎については安田公民館、池田庁舎についてはイメージセンターに遠隔制御装置を置くことで、そこにおります職員が放送をできるということにしたものでございます。太陽の丘中継局の地盤強化工事が167万3千円、それから屋外拡声子局につきましては、これひとつ一緒になっとりますが、坂手の柱を移設する、これは海上保安署の庁舎の関係で、現在の柱を移転する必要が生じたものでございますが、これと先ほど申しました連絡通話装置の延長工事、これは内海庁舎と福田出張所と田浦については、ご存じの方はわかると思います。スピーカーの柱の根元にハンディーの電話のような形の放送設備をつけておりますが、これが非常に庁舎、出張所、田浦の公民館、非常に近いものですから、これをできたら屋内からそれをできるようにということでこの延長をさせてもらったのが合わせて409万6,700円、それから、無線室の改修というのは、防音の不備というか、不足しましたので、クロスを張ったりいたしました。これに要したのが160万6千円、それから、あとは間接費でございます。合計いたしまして、あと間接費その他入れて合計が1,904万　　合わんと思います、間接費今金額言よりませんから。もろもろ間接費、共通架設費、現場管理費、技術者間接費、一般管理費、その他ということで、一々申しませんが、合計で1,904万2,917円、これを当初の請負契約で設計金額に対する請負率62.68%を掛けましてはじき出したのが、今回お願いしとります1,252万2,300円ということでございます。以上です。

議長（中村勝利君）　17番浜口議員。

17番（浜口　勇君）　このお世話をしておりました社団法人日本農村情報システム協会が6月に破産をいたしました。その後お世話してくれとんでしょうけども、どういうようになっただけかわっておりますか。よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君）　総務課長。

総務課長（竹内章介君）　さきの議会でも浜口議員からご質問いただきました。経緯につきましては、そのときに簡略に申しましたが、せっかくの機会ですので、現在に至りますまでの経緯について報告をさせていただきます。

システム協会につきましては、社団法人でございますが、農林水産省、総務省、経済産業省の3省が所管をいたします社団法人でありまして、本町以外にも60件以上受託しておりました。自己破産のおそれがあるということは全く予測できなかったわけでございますが、本年5月29日金曜日に業務改善命令が出たことを30日の報道で知りまして、6月1日に担当者に事実確認をしましたが、そのとき担当者レベルでは、職員でも全く寝耳に水の

状況でございまして、6月9日に総会を開かれ、その席で今後のことが明らかになるとしか情報を得ることができませんでした。総会の結果、自己破産申請をすることが決定されて、6月10日付で全員が解雇をされております。6月23日付で業務継続不能届が本町に対してシステム協会から提出をされました。理由としては、6月25日で自己破産手続を行うためということとございました。内容は、もう報道されましたが、幹部の不正経理が発覚したようでございますが、ここまで短期間で自己破産までしたのか、細かな真相はわかりません。本町の業務を担当しておりましたのが、林直行氏が本町の業務を担当しておったわけでございます。従来防災無線の設計業者は、池田町は自主設計、内海町がこのシステム協会ということもありまして、基本設計については、随意契約でシステム協会に委託をいたしました。実施設計につきましては、システム協会ほか4社の指名競争入札でシステム協会が落札をし委託をしております。施工につきましては、一般競争入札でNECが落札いたしました。管理業務につきましては、今回の工事につきましては、全戸別受信機の設置がございまして、起伏の激しい本町の状況及び設計思想を熟知していること、また会計検査を意識した独自の明確な単価表で設計されておるため、変更設計等があった場合、適切な処理ができることなどから、システム協会に随意契約で委託をいたしました。3カ年で578万5,500円で契約をいたしております。本町は急峻で起伏が激しい地形で電波の通りが悪く、また瀬戸内海の真ん中にありますため、少し出力の大きな電波を発射すると岡山や兵庫まで影響を及ぼす防災行政無線には大変難しい状況にございます。実施設計を行い、設計段階で電波調査を行っていても、現場合わせて工事を進めていくところが多分にありまして、担当技術者が変わると、町や施工業者との回線設計を初め設計思想に差異が発生して適切な施工が継続できないおそれが十分にあるということとございまして、本町の担当技術者でありました林氏についても、実は昨年9月に定年を迎えておりましたが、システム協会として適切な施工管理を行うために、本町の業務が終了するまで臨時職員として本町を担当することとなっております。このような理由で、システム協会から業務継続不能届が提出されてから、実施設計の指名業者を初めとして林氏を雇用した上でシステム協会が行っておりました施工管理業務を継続して受託してもらえるところを探してみましたが、林氏を雇用するどころか、業務を継続して受託してもらえるところもございませんでした。1社のみ財団法人日本消防設備安全センターが業務の継続については可能と返事をいただきましたが、林氏を雇用することは不可能ということとございました。本来の対処方法といたしましては、この日本消防設備安全センターに業務の継続を委託するところとございますが、今までのご説明のような理由によりまして、確実に施工

することを最優先した方法として、林氏を臨時職員として雇用して、直営で施工管理を実施する方法が考えられましたが、財政処理上の都合により、臨時職員として雇用するのではなく、7月1日付で業務の援助を委託して、直営で施工管理を実施することといたしました。旅費、人件費などを勘案いたしまして、林さんと256万2千円で委託をいたしております。システム協会との契約の残経費よりも129万6,500円安価になりました。

なお、林氏につきましては、システム協会を解雇になり、本町と委託契約する間にも予定をしておりました打合会に参加していただくなど、大変責任感のある誠実な人物でございます。施工管理につきましては、システム協会が委託しておったときと基本的に全く同じことをしてもらおう予定でございます。具体的には月1回の定例打合会を初め中間検査、恒常検査等には立ち会ってもらっております。

また、変更設計が出た場合には、システム協会と同じ単価で変更設計をし、見積徴収による変更の場合も精査してもらっております。財源面につきましても、交付金特例債のほかに消防設備整備事業債も充当しておりますので、それに対しての調査票の作成もお願いしております。業務は自宅のパソコンで行い、施工業者からの問い合わせにも自宅に対応してもらっております。以上のようなことで、よろしいでしょうか。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） ちょっと聞き漏らしたかもわからんけど、1番のJの意味でもう一回お願いします。

それと、僕はこのデジタルは国とつながっていると判断したんですけど、それは合ってますか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） J-アラート設備のことですね。これはいわゆる今言いました緊急通報装置でございますが、これにつきましては、総務省の消防庁が管轄をいたしております。大規模災害でありますとか、外国からのミサイル発射といった緊急情報を瞬時に自治体の防災行政無線を通じて住民へ伝えるという全国瞬時警報システムでございます。よろしいでしょうか。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第58号 防災行政無線施設（アナログ移動系）整備工事請負契約
の変更契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第58号防災行政無線施設（アナログ移動系）整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第58号防災行政無線施設（アナログ移動系）整備工事請負契約の変更契約について提案理由のご説明を申し上げます。

防災行政無線施設（アナログ移動系）整備工事につきましては、平成21年6月24日開催の小豆島町第2回定例会において、工事請負契約に係る議決をいただいたところでございますが、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処遇に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

町長（坂下一朗君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第58号防災行政無線施設（アナログ移動系）整備工事請負契約の変更契約の締結についてご説明いたします。

町長から説明申し上げましたとおり、防災行政無線施設（アナログ移動系）整備工事の一部変更に伴い、工事請負変更契約を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、これも25ページの概要書をごらんください。

変更契約で追加いたします額は、税込みで1,501万5千円、変更後の金額は6,195万円となります。

事業概要は列挙いたしておりますが、基地局自動発動発電機の追加、発動発電機の余力を利用した池田庁舎、内海庁舎、福田出張所の非常電源改修、福田中継用鋼管柱追加と地盤改良工事、基地局、内海局、福田局間のネットワーク改修、予備機の購入、オプションとしてケース、ショルダー、ハンディーマイクの購入でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどの前の関連もありますが、変更追加で1,501万5千円、概要は1から7記載されておりますが、これも変更金額大きい金額ですので、それぞれの内訳をお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） これは追加ばかりでございますが、まず基地局におけます発動発電機でございます。これにつきましては、手動のものを予定しておりましたが、これは管理面あるいは災害時のことを考えて自動発動発電機を追加をいたしましたものでございまして、これが設計額で500万円、これに伴います材料費が141万5,313円、コンセント、スイッチ、ライト、電線などなどでございます。工事費が209万6,400円、労務費が23万8,286円、これは場所ごとで申しておりますので、今言うたあれです。

次、福田支所でございます。これは中継局空中線柱101万円、材料費が94万9,778円、工事費が626万4,670円、このうち地盤改良が375万円でございます。労務費がこっから23万4,500円減額しております。ちょっと申しますと、福田の支所につきましては、中継用の柱を立てるといいのですが、使用周波数はアナログ移動系150メガ帯でございますが、中継波については400メガ帯を利用することになります。基地局から直接太陽の丘まで飛ばないために、池田、内海の庁舎間は光、内海と太陽の丘は電波、太陽の丘から福田は電波ということで計画をしておりましたが、太陽の丘から福田の電波が少し弱いので、安定確保のために光で結ぼうという計画もいたしております。この空中線柱を埋めようとしたんですが、地盤改良に375万円要っております。というのは、液状化対策でございます。福田公民館を建設する際に、約20メートルのくいを打ち込んで工事しております。地盤が軟弱ということで、この液状化対策に375万円、大きな経費を要しております。内海庁舎の工事費が59万5,130円、内海庁舎で工事しますのは、発動の余力を利用した非常電源の改修などです。

それから、移動局の携帯用無線機の予備機を6台追加するのが103万2千円、オプションとして携帯型の無線機のケースあるいは肩からかけるショルダー、肩にかけたときに使

うハンディーマイク、これらで214万5,600円等々でございまして、合計いたしますと、あとに間接費やいろいろございしますが、2,155万3,772円になりました。これに先ほどと同じく当初の請負率66.3461を掛けました金額が、ご提案をさせていただきました1,501万5千円でございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

~~~~~

### 日程第13 議案第59号 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第59号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第59号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成21年9月3日に指名競争入札に付しました橘地区改良住宅D棟、L棟の耐震改修及び外壁改修等をあわせて行う改良住宅等改善事業に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について、上程

議案集26ページをお願いいたします。

議案第59号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約。工事名、橘地区改良住宅D、L棟耐震並びに外壁改修等工事についてご説明を申し上げます。

改良住宅等改善事業につきましては、橘地区において地域住宅計画の中で、平成20年度から22年度の3年間にG、H棟、D、K、L棟、I、J、M、N棟の9棟の改良住宅の耐震改修と外壁改修等工事を実施しようとするものであります。

本契約の工事場所につきましてはD棟、L棟の2棟で、鉄筋コンクリートづくり5階建ての改良住宅14戸であります。今年度実施を予定しております改良住宅の改善事業については、橘地区を昭和49年に襲った集中豪雨の土石流に対応し、1階をピロティー形式にした構造となっておりますが、さきの阪神・淡路大震災を契機として昭和56年以前に建設されたピロティー形式の建物の耐震基準の見直しがあり、該当する住宅の診断を行った結果、当課が管理しております橘住宅の13棟が目標値を満たしていないため、計画的に耐震改修を行うものであります。

また、D棟、L棟は築後35年と31年を経過し、経年劣化により外壁のコンクリートの爆裂が起きており、落下による安全対策上からも改修を必要としていることから外壁改修もあわせて行うものであります。

本契約の工事場所についてであります。議案集29ページの改良住宅等改善事業の配置図をごらんいただいたらと思います。黄色で表示しておりますD、L棟が今回耐震並びに外壁改修等工事を施工する住宅であります。

次に、工事概要であります。まず耐震改修につきましては、既存の壁の部分の外側から補強をし改修をする工法で、耐震診断の結果によりD棟の耐震改修箇所は、1階で6カ所、2階で4カ所の壁の改修となり、改修面積につきましては、47.5平方メートルであります。L棟耐震改修は、2階の2カ所の壁の改修で、面積が7.3平方メートル、ピタオールの工法によるものであります。

また、外壁改修は、住宅外部の全面的改修でありまして、D棟、L棟ともに爆裂箇所の補修及び外壁塗装工事を実施するものであります。

工事の施工業者の選定に当たりましては、入居者が生活に支障のないようということで補強するために、RC壁の補強工法でありまして、内容を十分に把握できる技術者による管理、また入居者がいながらの工事であり、工程管理が特に必要であることから、本町に指名願が提出されている町内の業者で技術職員1級を有しておる業者5名を指名し、去る9月3日の入札に付して、結果的には有限会社壺井工務店が7,140万円で落札したところ



であります。入札業者5社の応札金額つきましては、議案集28ページの概要書の6に記載しております入札業者の順で申し上げますと、消費税抜きの金額でありますけれども、有限会社植松工務店7,300万円、有限会社楠工務店7,300万円、有限会社壺井工務店6,800万円、株式会社西崎組小豆島町営業所7,160万円、有限会社真砂建設興業7,050万円であります。なお、設計につきましては有限会社佐々木環境工房がいたしております。

工期につきましては、今議会でご承認いただいた後、町が指定する日から平成22年2月26日でございます。以上、まことに簡単であります、議案第59号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 図面のところ等はKも入っているんですが、今回提案されているのはDとLの2棟いうふうなことです。それで入札業者で西崎組は7,160万円言われたんですかね。真砂建設興業は7,050万円です。よろしいんでしょうか。議運での説明と違うもので確認をしました。

それと、去年はたしか去年の9月議会だったと思うんですが、西崎組が落札しております。そのときも金額はちょっと覚えおりませんけれども、大体90%台でありました。私も過去においても議員の経験の中で、今回のような106.99とか104.94%のような予定価格よりも100を超えているそういう入札の結果っていうのは初めて経験するような状況です。結果的には壺井工務店が6,800万円で99.66というふうな、本当に予定価格にほぼ100%に近い金額を落札しているという状況で非常に不思議に思っているところです。そこら辺でこういうことも、これはいいか悪いかじゃなく、こういうこともあり得るんですかねという不思議な思いをしておりますが、そこら辺の担当課としてはどのように受けとめてますか。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 大変失礼しました。

まず、14番村上議員のご質問ですけれども、地図のほうにつきましては、D、L、Kというような形の表示ですけども、今回はD、L棟ということで、上の2つの建物の今回の工事の契約ということになります。

それと、先ほど申しました西崎組と真砂建設については逆を申しました。西崎組が7,050万円で真砂が7,160万円ということをお願いいたします。

それと、今回の入札について106等というような形をおっしゃいました。これは予定価格に対する率であろうと思います。それで、9月3日に私が入札の執行責任者ということで入札を行ったわけでありまして、結果的に1社のみが予定価格を下回って、残りの

4社が予定価格を上回っておったというような結果であります。これも結果として受けとめざるを得んのかなというような形で考えております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第60号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第60号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第60号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、健康保険法の施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、平成21年10月1日から1年6カ月間の暫定措置として、出産育児一時金を引き上げ、出産に係る被保険者の経済的負担を軽減するため条例を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第60号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。

議案集の30ページをお願いします。

今回の条例の一部改正は、先ほど町長が説明しましたように、健康保険法施行令の一部

を改正する政令が、平成21年5月22日に施行されたことに伴い、緊急の少子化対策の一環として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、出産育児一時金等の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について暫定措置として4万円引き上げるものであります。

また、暫定措置期間の経過後23年度以降の出産育児一時金のあり方につきましては、これを含めて妊婦の負担軽減を図るために、保険給付及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、所要の措置を講ずることを予定しているところでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

改正後として、附則として、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置いうものを加えるものでございます。以上で国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

なお、本条例の一部改正につきましては、5月21日に国保運営審議会において諮問し、答申をいただいております。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回はあす9月16日水曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、9月8日の議会運営委員会で決定しておりますように、午後2時に開会いたします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後5時04分